

税務概要

令和4年度版

(2022年度版)

練馬区

凡 例

1. 『税務概要』は、税務課、収納課にある資料、各種報告書等を参考にして集録した。
2. この『税務概要』は原則として各年度の決算額を令和3年度まで収録した。ただし、できるだけ最新の数値を掲載するため、令和4年度分（6月末調定額等）についても収録した。
3. 記載のしかたは、つぎのとおりである。
 - 年次何年とあるのは暦年 （1月から12月まで）
 - 何年度とあるのは会計年度 （4月から翌年3月まで）
 - 「 … 」 資料のないもの
 - 「 — 」 皆無、または定義上該当数値のないもの
 - 「0」「0.0」 統計表中の単位に満たないもの
4. 数値の単位未満は、四捨五入を原則とした。したがって合計の数値と内訳の計とが一致しない場合もある。

目次

I 区 の 概 要	
1. 練馬区全図	3
2. 人口および世帯	3
3. 区の財政	4
II 税 務 課 ・ 収 納 課	
1. 組織および職員構成	6
2. 税務費に関する調	8
III 特 別 区 税	
1. 特別区税	9
(1) 特別区税のしくみ（令和3年度）	10
(2) 特別区税決算額	16
(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）	18
2. 特別区民税	19
◇税制改正◇	20
(1) 納税義務者数	21
(2) 調定額の内訳および収入額	22
(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和3年度）	24
(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】	25
(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】	25
(6) 滞納整理状況	26
(7) 差押財産別滞納処分状況	28
3. 軽自動車税種別割	30
4. 軽自動車税環境性能割	32
5. 特別区たばこ税	40
6. 入湯税	41
IV 都 民 税 徴 収 取 扱 費	42
V 税 の 証 明	44
VI 納 税 貯 蓄 組 合	45
参 考 資 料	
1. 特別区税収入額の比較（令和3年度）	46
2. 特別区税負担額の比較（令和3年度）（税収額ベース）	48
3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額	52
4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）	54
5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）	56
6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）	60
7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調 （特別区税に関する調による）	60
8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和3年度賦課ベース）	62

I 区 の 概 要

1. 練馬区全図



2. 人口および世帯

年	区 分			世 帯 数			1 世帯当り 人 数
	人 口	前年比	指 数	世 帯	前年比	指 数	
	人	%		世帯	%		人/世帯
29	723,711	100.6	100.0	360,633	101.4	100.0	2.01
30	728,479	100.7	100.7	365,725	101.4	101.4	1.99
元	732,433	100.5	101.2	370,567	101.3	102.8	1.98
2	739,435	101.0	102.2	377,837	102.0	104.8	1.96
3	740,099	100.1	102.3	380,495	100.7	105.5	1.95
4	738,358	99.8	102.0	381,830	100.4	105.9	1.93

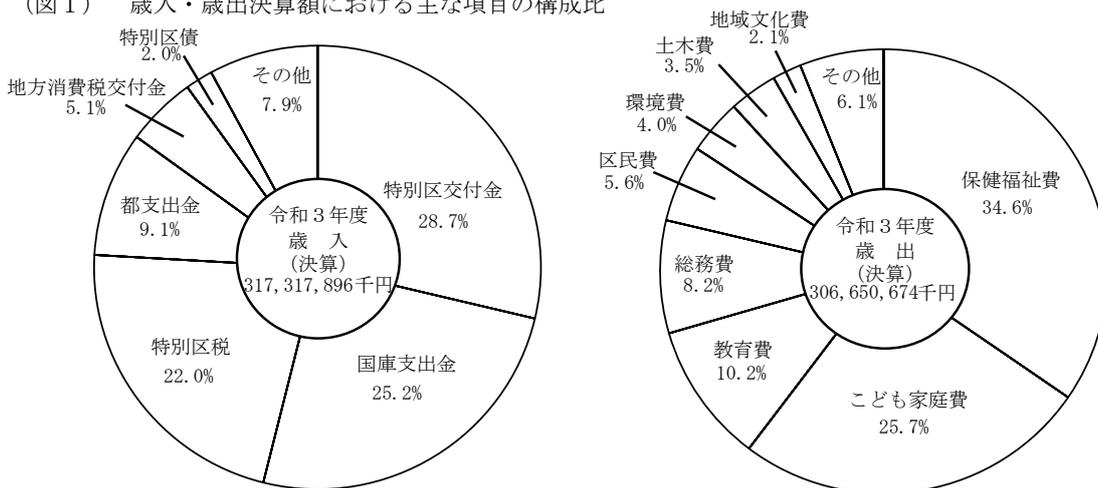
※ 各年1月1日現在。指数:平成29年を100とする。外国人住民を含む。

3. 区 の 財 政

令和 3 年度（区一般会計決算）

歳 入				歳 出			
項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比	項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	69,804,162	22.0	100.8	議 会 費	956,443	0.3	96.9
地 方 譲 与 税	1,068,686	0.3	101.8	総 務 費	25,074,663	8.2	112.7
利 子 割 交 付 金	183,247	0.1	92.9	区 民 費	17,228,484	5.6	96.5
配 当 割 交 付 金	1,315,414	0.4	138.0	産 業 経 済 費	3,888,631	1.3	80.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,607,159	0.5	144.8	地 域 文 化 費	6,495,929	2.1	91.7
地 方 消 費 税 交 付 金	16,209,955	5.1	110.5	保 健 福 祉 費	106,126,231	34.6	66.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	3	0.0	3.4	環 境 費	12,235,684	4.0	96.8
環 境 性 能 割 交 付 金	235,302	0.1	128.5	都 市 整 備 費	3,697,674	1.2	92.4
地 方 特 例 交 付 金	569,058	0.2	93.5	土 木 費	10,712,679	3.5	96.6
特 別 区 交 付 金	91,212,189	28.7	108.3	教 育 費	31,141,649	10.2	99.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	69,209	0.0	97.7	こ だ も 家 庭 費	78,672,748	25.7	114.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,162,787	0.4	126.9	公 債 費	6,008,728	2.0	106.0
使 用 料 及 び 手 数 料	4,630,621	1.5	105.7	諸 支 出 金	4,411,132	1.4	138.3
国 庫 支 出 金	80,043,981	25.2	61.1	予 備 費	0	0.0	—
都 支 出 金	28,975,204	9.1	99.1				
財 産 収 入	349,097	0.1	79.6				
寄 付 金	109,371	0.0	31.0				
繰 入 金	4,535,674	1.4	60.0				
繰 越 金	4,720,186	1.5	152.0				
諸 収 入	4,316,890	1.4	101.1				
特 別 区 債	6,199,700	2.0	141.2				
合 計	317,317,896	100.0	88.6	合 計	306,650,674	100.0	87.9

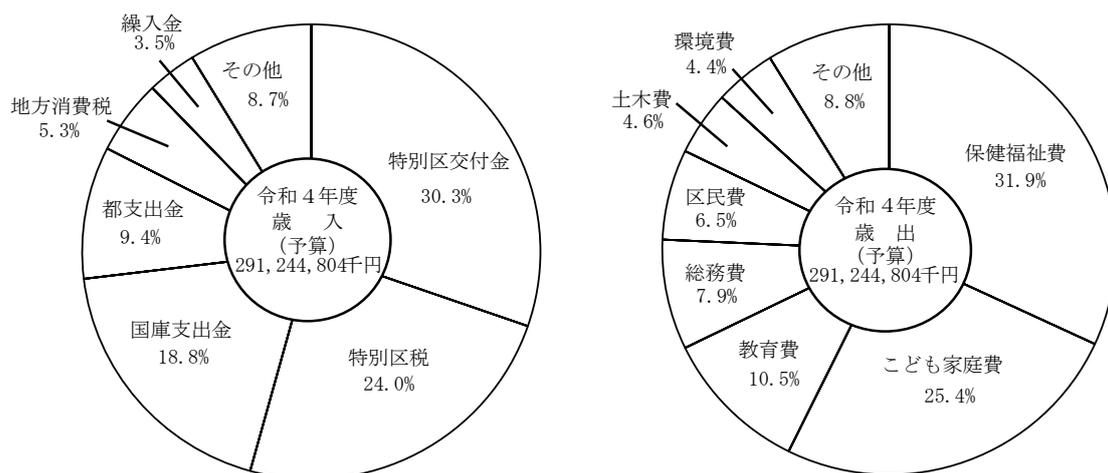
(図1) 歳入・歳出決算額における主な項目の構成比



令和 4 年度（区一般会計予算）

歳 入				歳 出			
項 目	予 算 額	構 成 比	前 年 度 比	項 目	予 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	69,781,702	24.0	106.3	議 会 費	999,920	0.3	98.6
地 方 譲 与 税	1,108,000	0.4	109.7	総 務 費	22,975,684	7.9	100.6
利 子 割 交 付 金	190,000	0.1	90.5	区 民 費	19,003,041	6.5	101.4
配 当 割 交 付 金	1,000,000	0.3	125.0	産 業 経 済 費	2,983,399	1.0	112.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,100,000	0.4	120.9	地 域 文 化 費	6,828,947	2.3	104.2
地 方 消 費 税 交 付 金	15,420,000	5.3	105.4	保 健 福 祉 費	93,028,881	31.9	104.0
環 境 性 能 割 交 付 金	360,000	0.1	119.2	環 境 費	12,958,754	4.4	103.2
地 方 特 例 交 付 金	490,000	0.2	94.1	都 市 整 備 費	4,732,991	1.6	121.5
特 別 区 交 付 金	88,337,511	30.3	110.8	土 木 費	13,335,315	4.6	133.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	64,000	0.0	106.7	教 育 費	30,545,950	10.5	93.6
分 担 金 及 び 負 担 金	1,233,057	0.4	108.6	こ だ も 家 庭 費	73,941,575	25.4	101.9
使 用 料 及 び 手 数 料	5,068,023	1.7	107.1	公 債 費	4,684,579	1.6	77.4
国 庫 支 出 金	54,861,549	18.8	101.1	諸 支 出 金	5,125,768	1.8	146.5
都 支 出 金	27,475,951	9.4	111.1	予 備 費	100,000	0.0	100.0
財 産 収 入	382,050	0.1	99.5				
寄 付 金	8,901	0.0	222.5				
繰 入 金	10,151,834	3.5	59.8				
繰 越 金	2,000,000	0.7	100.0				
諸 収 入	5,483,226	1.9	126.3				
特 別 区 債	6,729,000	2.3	65.9				
合 計	291,244,804	100.0	103.1	合 計	291,244,804	100.0	103.1

(図 2) 歳入・歳出予算額における主な項目の構成比



Ⅱ 税務課・収納課

1. 組織および職員構成

(1) 税務課

(令和4年5月1日現在)

係名	事務分掌	職員数		
		男	女	計
管理係 (税務課長を含む)	1. 税制の調査に関すること。 2. 税務事務の連絡調整および税務統計に関すること。 3. 課の庶務事務に関すること。 4. 税務情報の庁内利用に関すること。 5. 課内他の係に属しないこと。	3	3	6
区税電算係	1. 特別区民税および都民税（以下「特別区民税等」という。）の電算システムに関すること。 2. 地方税ポータルシステムに関すること。	3	2	5
区税第一係 ～ 区税第四係	1. 特別区民税等の普通徴収分の課税の計画立案に関すること。 2. 特別区民税等の特別徴収分の課税の計画立案に関すること。 3. 特別区民税の課税に関すること。 4. 確定申告書の閲覧事務に関すること。	11	17	28
区税調整係	1. 特別区民税等の普通徴収分の課税の計画立案に関すること。 2. 特別区民税等の特別徴収分の課税の計画立案に関すること。 3. 特別区民税等の課税に関すること。 4. 特別区民税等の減免に関すること。 5. 年末調整説明会に関すること。	3	2	5
区税事務係	1. 特別区民税等の課税に関すること。 2. 特別区たばこ税に関すること。 3. 鉱産税に関すること。 4. 入湯税に関すること。 5. 軽自動車税の課税に関すること。 6. 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識に関すること。 7. 軽自動車の証明に関すること。 8. 特別区民税等の証明に関すること。	4	3	7
合 計		24	27	51

※ 税証明の交付および軽自動車の登録・廃車等の業務は委託している。

※ 職員数に以下のものは含まない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

（参考：会計年度任用職員）

名称	係名	職員数	合計
サポートスタッフ（事務）	管理係	2人	3人
行政事務補佐員	区税第一係	1人	

(2) 収 納 課

(令和4年5月1日現在)

係 名	事 務 分 掌	職 員 数		
		男	女	計
管理係 (収納課長を含む)	1. 債権管理の推進に関すること。 2. 特別区民税等および国民健康保険料の電算システムに関すること (課内他の係に属するものを除く。) 3. 納税貯蓄組合に関すること。 4. 都民税分の納入に関すること。 5. 特別区民税等の収納統計に関すること。 6. 課の庶務事務に関すること。 7. 課内他の係に属しないこと。	3	6	9
債権回収支援係	1. 債権回収の支援に関すること。 2. 特別区民税等および国民健康保険料その他の公金の収納に関するこ と(課内他の係に属するものを除く。) 3. 特別区民税等および国民健康保険料の滞納処分に係る公売に関する こと。	0	2	2
計画調整係	1. 特別区民税等および国民健康保険料の収納計画に関すること。 2. 特別区民税等および国民健康保険料その他の公金の収納に関するこ と(課内他の係に属するものを除く。) 3. 特別区民税等および国民健康保険料の業務委託に関すること(課内 他の係に属するものを除く。) 4. 特別区民税等および国民健康保険料の滞納管理システムに関するこ と。 5. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料の一斉催告に関 すること。 6. 他自治体等からの滞納者実態調査に関すること(部内他の課に属す るものを除く。)	5	3	8
個人収納係	1. 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)その他の公金の 収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等(普通徴収分)の口座振替に関すること。 3. 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)の還付および充 当に関すること。	3	4	7
納付相談係	1. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 収納に関すること(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 納付相談に関すること。 3. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 催告および執行停止に関すること。	7	10	17
整理第一係	1. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 収納に関すること(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 滞納処分にに関すること(課内他の係に属するものを除く。)	2	2	4
整理第二係	1. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 収納に関すること(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 滞納処分にに関すること(課内他の係に属するものを除く。)	1	4	5
個人機動整理係	1. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 収納に関すること(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 滞納整理に関すること(課内他の係に属するものを除く。) 3. 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の 滞納処分にに関すること(課内他の係に属するものを除く。) 4. 収納嘱託および受任に関すること(課内他の係に属するものを除 く。) 5. 国民健康保険短期被保険者証および国民健康保険被保険者資格証明 書の発行に係る判定に関すること。	5	5	10
事業所収納係	1. 特別区民税等(給与特別徴収分)その他の公金の収納および督促に 関すること。 2. 特別区民税等(給与特別徴収分)の還付および充当に関すること。	3	3	6
事業所機動整理係	1. 特別区民税等(給与特別徴収分)その他の公金の収納に関するこ と(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区民税等(給与特別徴収分)その他の公金の滞納整理に関す ること。 3. 特別区民税等(給与特別徴収分)その他の公金の滞納処分に関す ること。 4. 収納嘱託および受任に関すること(課内他の係に属するものを除 く。)	1	3	4
合 計		30	42	72

※ 他に、こくほ収納係(8人)が国民健康保険料の収納に関する事務を分掌している。

※ 職員数に以下のものは含まない。
・短時間の再任用・再雇用の職員(フルタイム再任用は含める)
・休職中の職員
・外部へ派遣中の職員
・育児休業中の職員(産休中の職員は含める)

<参考:会計年度任用職員>

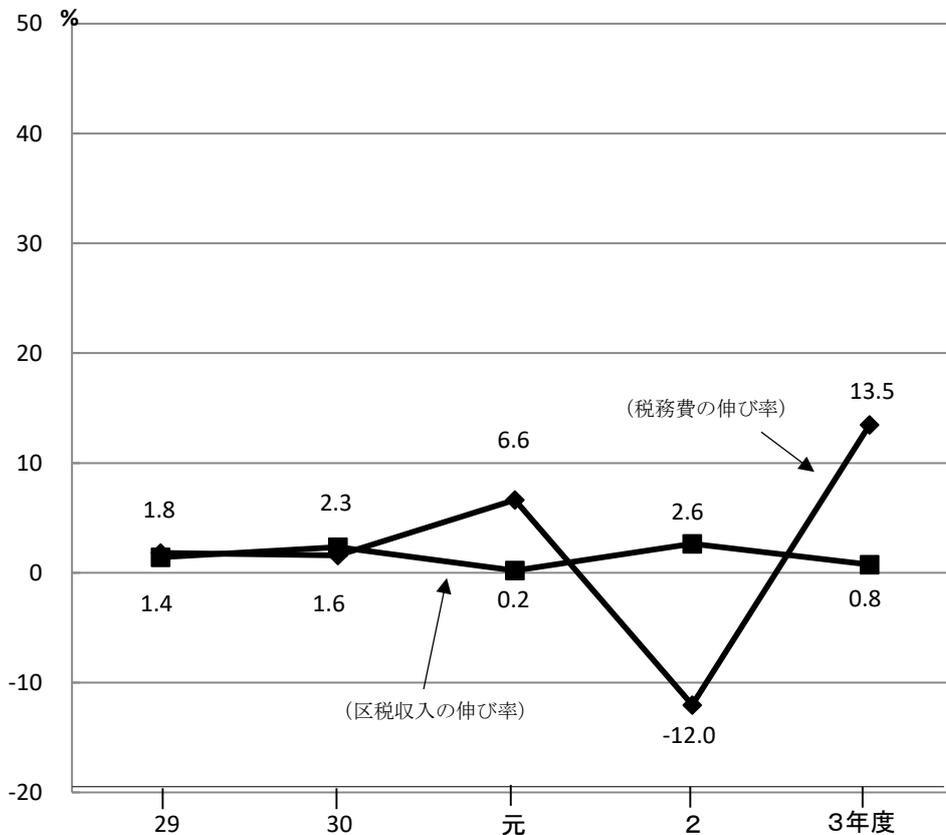
名称	係名	職員数	合計
税務事務専門員	納付相談係	1人	3人
	個人機動整理係	1人	
	事業所機動整理係	1人	

2. 税務費に関する調

年度	税 務 費 (歳 出)					特別区 税 収 入 税 額	区税収入に 対する 税務費 割合
	職員人件費	事 務 費	還付金等	合 計	前 年 比		
	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
29	874,392	444,273	228,854	1,547,519	101.8	65,813,977	2.4
30	860,301	465,723	245,851	1,571,875	101.6	67,357,129	2.3
元	831,563	452,974	391,544	1,676,081	106.6	67,494,332	2.5
2	780,121	452,122	242,205	1,474,448	88.0	69,278,731	2.1
3	869,705	498,768	304,489	1,672,962	113.5	69,804,162	2.4

※ 人件費……………報酬、給料、職員手当、共済費(社会保険料を含む)、旅費
 事務費……………税務事務費(旅費を除く)
 還付金等……………納税貯蓄組合関係補助金、還付金

(図3) 税務費および区税収入額の対前年度伸び率の推移



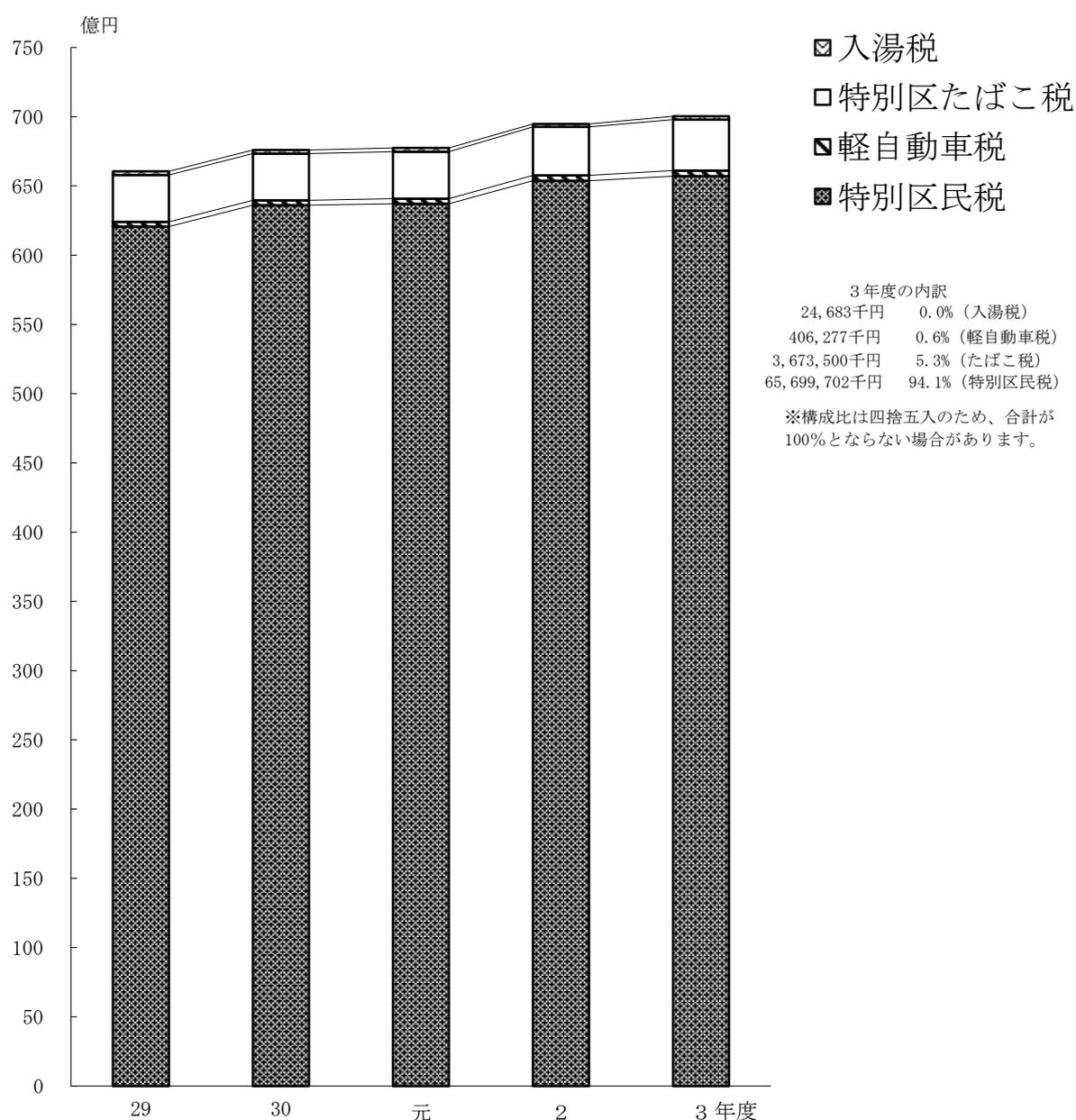
Ⅲ 特別区税

1. 特別区税

練馬区の財政需要をみたすための財政収入は、特別区税・特別区交付金・国庫支出金・都支出金・地方消費税交付金・特別区債・諸収入・使用料及び手数料等でまかなわれている。なかでも特別区税（以下「区税」という。）は財政収入に占める割合が高く、令和3年度における当区の財政収入3,173億1,790万円に対して、698億416万円と、財政収入の22%を占めている。

区税収入額は、前年度に比べて5億2,543万円の増となった。税目別に前年比をみると、特別区民税は0.5%の増、軽自動車税は4.7%の増、特別区たばこ税は4.9%の増、入湯税は16.9%の増となっている。（P16～17参照）

（図4） 特別区税収入額の推移と税目別構成



(1) 特別区税のしくみ（令和3年度）

区分 税目	納税義務者	賦課期日	課税客体 / 課税標準		徴収方法と納期限
特別区民税	<p>■ 区内に住所を有する個人</p> <p>■ 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者</p> <p>■ 非課税の対象者</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>② 障害者・未成年者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が135万円以下の者</p> <p>③ 前年の所得が練馬区特別区税条例で定める均等割の非課税限度額以下の者</p>	1月1日	<p>(1) 前年の総所得金額</p> <p>(2) 前年の山林所得金額</p> <p>(3) 退職所得金額</p> <p>(ア)原則は、現年の退職所得金額に対して分離課税をおこなう。(徴収方法は給与特別徴収)</p> <p>(イ)例外として、前年の退職所得金額に対して総合課税をおこなう。</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額 (土地・建物の長期譲渡所得、土地・建物の短期譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得、先物取引の雑所得等)</p>	<p>(1) 総所得金額から所得控除をおこなった後の金額</p> <p>(2) 山林所得金額から所得控除をおこなった後の金額</p> <p>(3) 以下(ア)(イ)</p> <p>(ア)退職所得金額</p> <p>(イ)退職所得金額から所得控除をおこなった後の金額</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額から所得控除をおこなった後の金額</p>	<p>普通徴収</p> <p>6月、8月、10月、翌年1月のそれぞれの末日</p> <p>給与特別徴収</p> <p>6月から翌年5月までの徴収の属する月の翌月10日</p> <p>年金特別徴収</p> <p>4月から翌年2月までの徴収の属する隔月の翌月10日</p>

税 率		※参考 都民税
Ⓐ 均等割の税率・・・・・・・・・・・・・・・・	3,500円	1,500円
Ⓑ 所得割の税率・・・総所得金額、山林所得金額、総合課税の退職所得金額	6.0%	4.0%
Ⓒ 申告分離課税に対する所得割の税率		
<土地・建物の長期譲渡所得>		
① 一般	3.0%	2.0%
② 優良住宅等（下記A・Bより選択）		
A 特別控除の適用を受ける場合	3.0%	2.0%
B 特別控除の適用を受けない場合		
ア 課税所得金額が2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が2千万円を超える部分	3.0%	2.0%
③ 居住用財産（マイホーム）		
（所有期間10年超・・・取得日から譲渡年の1月1日まで）		
ア 課税所得金額が6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が6千万円を超える部分	3.0%	2.0%
<土地・建物の短期譲渡所得>		
① 一般	5.4%	3.6%
② 国・地方公共団体に譲渡	3.0%	2.0%
<株式等の譲渡所得等>		
① 上場株式等	3.0%	2.0%
② 一般株式等	3.0%	2.0%
<上場株式等の配当所得>	3.0%	2.0%
<先物取引の雑所得等>	3.0%	2.0%
Ⓓ 退職所得の現年分離課税にかかる所得割の税率	6.0%	4.0%

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車の 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日	普通徴収 5月末日

税 率

(1) 原動機付自転車			
①	総排気量が50cc以下のもの、または定格出力が0.6Kw以下のもの (④に該当するものを除く)	年額	2,000円
②	二輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のもの、または 定格出力が0.6Kwを超え0.8Kw以下のもの.....	年額	2,000円
③	二輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの、または定格出力が 0.8Kwを超えるもの.....	年額	2,400円
④	三輪以上(ミニカー)のもので、総排気量が20ccを超えるもの、 または定格出力が0.25Kwを超えるもの.....	年額	3,700円
(2) 軽自動車			
①	二輪のもの(125ccを超え250cc以下、側車付のものを含む。).....	年額	3,600円
②	平成18年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両		
	三輪のもの.....	年額	4,600円
	四輪以上のもの(乗用)	年額	営業用 8,200円 自家用 12,900円
	四輪以上のもの(貨物)	年額	営業用 4,500円 自家用 6,000円
③	平成18年4月から平成27年3月までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両		
	三輪のもの.....	年額	3,100円
	四輪以上のもの(乗用)	年額	営業用 5,500円 自家用 7,200円
	四輪以上のもの(貨物)	年額	営業用 3,000円 自家用 4,000円
④	平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 ただし令和元年度に限り軽課が適用される(以下⑤、⑥、⑦に該当する)車両は除く		
	三輪のもの.....	年額	3,900円
	四輪以上のもの(乗用)	年額	営業用 6,900円 自家用 10,800円
	四輪以上のもの(貨物)	年額	営業用 3,800円 自家用 5,000円
⑤	平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和3年度に限り 軽課が適用される車両(概ね75%軽減)		
	三輪のもの.....	年額	1,000円
	四輪以上のもの(乗用)	年額	営業用 1,800円 自家用 2,700円
	四輪以上のもの(貨物)	年額	営業用 1,000円 自家用 1,300円
⑥	平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和3年度に限り 軽課が適用される車両(概ね50%軽減)		
	三輪のもの.....	年額	2,000円
	四輪以上のもの(乗用)	年額	営業用 3,500円 自家用 5,400円
	四輪以上のもの(貨物)	年額	営業用 1,900円 自家用 2,500円

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車の 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日	普通徴収 5月末日
特別 区た ばこ 税	区内に営業所のある 小売販売業者に 製造たばこを売り 渡した、製造たば この製造者、特定 販売業者または卸 売販売業者	小売販売業者へ売 り渡した製造たば こ	小売販売業者への 売り渡しに係る製 造たばこの本数		申告納付 毎月末日
入 湯 税	区内の鉱泉浴場にお ける入湯行為の 行為者（入湯客）	鉱泉浴場における 入湯行為	鉱泉浴場における 入湯客の入湯日数		特別徴収 毎月末日

税 率	
⑦ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和3年度に限り 軽課が適用される車両（概ね25%軽減）	
三輪のもの……………	年額 3,000円
四輪以上のもの（乗用）……………	年額 営業用 5,200円 自家用 8,100円
四輪以上のもの（貨物）……………	年額 営業用 2,900円 自家用 3,800円
⑧ もっぱら雪上を走行するもの…………… 年額 3,600円	
(3) 小型特殊自動車	
① 農耕作業用のもの……………	年額 2,400円
② その他のもの……………	年額 5,900円
(4) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）…………… 年額 6,000円	
特別区たばこ税	
令和2年9月30日まで1,000本につき 5,692円	
令和2年10月1日から1,000本につき 6,122円	
令和3年10月1日から1,000本につき 6,552円	
※たばこ税関連法令の改正により、旧三級品、旧三級品以外とも税率が段階的に 引き上げられた。	
入湯客1人1日について、150円とする。	

(2) 特別区税決算額

税目	区分		平成 29 年度					平成 30 年度					令
			調 定		収 入		収入 歩合	調 定		収 入		収入 歩合	調
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比		税 額	前年比	税 額	前年比		税 額
特別区税	68,093,578	100.5	65,813,977	101.4	96.7	69,032,015	101.4	67,357,129	102.3	97.6	69,122,037		
1. 特別区民税	64,310,504	100.9	62,062,402	101.9	96.5	65,250,907	101.5	63,604,624	102.5	97.5	65,313,219		
現年課税分	61,743,827	101.6	60,893,638	102.1	98.6	63,284,981	102.5	62,528,526	102.7	98.8	63,940,862		
滞納繰越分	2,566,677	85.7	1,168,764	94.2	45.5	1,965,926	76.6	1,076,098	92.1	54.7	1,372,357		
2. 軽自動車税	374,519	102.8	343,020	102.9	91.6	381,662	101.9	353,059	102.9	92.5	390,676		
現年課税分	346,907	102.0	336,278	102.6	96.9	354,650	102.2	345,671	102.8	97.5	368,463		
滞納繰越分	27,612	113.9	6,742	123.2	24.4	27,012	97.8	7,388	109.6	27.4	22,213		
3. 特別区たばこ税	3,382,146	93.2	3,382,146	93.2	100.0	3,373,797	99.8	3,373,797	99.8	100.0	3,391,004		
現年課税分	3,382,144	93.2	3,382,144	93.2	100.0	3,373,797	99.8	3,373,797	99.8	100.0	3,391,004		
滞納繰越分	2	—	2	—	100.0	—	—	—	—	—	—		
4. 入湯税	26,409	97.5	26,409	97.5	100.0	25,648	97.1	25,648	97.1	100.0	27,138		
現年課税分	26,409	97.5	26,409	97.5	100.0	25,648	97.1	25,648	97.1	100.0	27,138		
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(単位：千円、%)

和 元 年 度				令 和 2 年 度					令 和 3 年 度				
定	収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合
	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額	
100.1	67,494,332	100.2	97.6	70,701,722	102.3	69,278,731	102.6	98.0	71,031,398	100.5	69,804,162	100.8	98.3
100.1	63,709,889	100.2	97.5	66,770,367	102.2	65,369,250	102.6	97.9	66,906,642	100.2	65,699,702	100.5	98.2
101.0	62,877,826	100.6	98.3	65,354,618	102.2	64,680,479	102.9	99.0	65,675,706	100.5	65,002,076	100.5	99.0
69.8	832,063	77.3	60.6	1,415,749	103.2	688,771	82.8	48.7	1,230,936	86.9	697,626	101.3	56.7
102.4	366,301	103.8	93.8	409,919	104.9	388,045	105.9	94.7	426,573	104.1	406,277	104.7	95.2
103.9	360,671	104.3	97.9	390,194	105.9	382,152	106.0	97.9	408,007	104.6	400,215	104.7	98.1
82.2	5,630	76.2	25.3	19,725	88.8	5,893	104.7	29.9	18,566	94.1	6,062	102.9	32.7
100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0
100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105.8	27,138	105.8	100.0	21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0
105.8	27,138	105.8	100.0	21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※令和元年度分以降の軽自動車税現年課税分は軽自動車税環境性能割を含む

(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）

令和3年度における区民1人当りの年間負担額（調定額÷人口）は95,976円であった。

これは、前年度（95,616円）に比べて360円（0.4%）の増となった。また1世帯当りの年間負担額（調定額÷世帯数）は186,682円となり、前年度（187,122円）に比べて440円（0.2%）の減となった。

なお、税収額ベースにおける区民1人当りおよび1世帯当りの負担額（23区別）については、参考資料2（P48～49）に掲げた。

区民の特別区税負担額（調定額ベース）

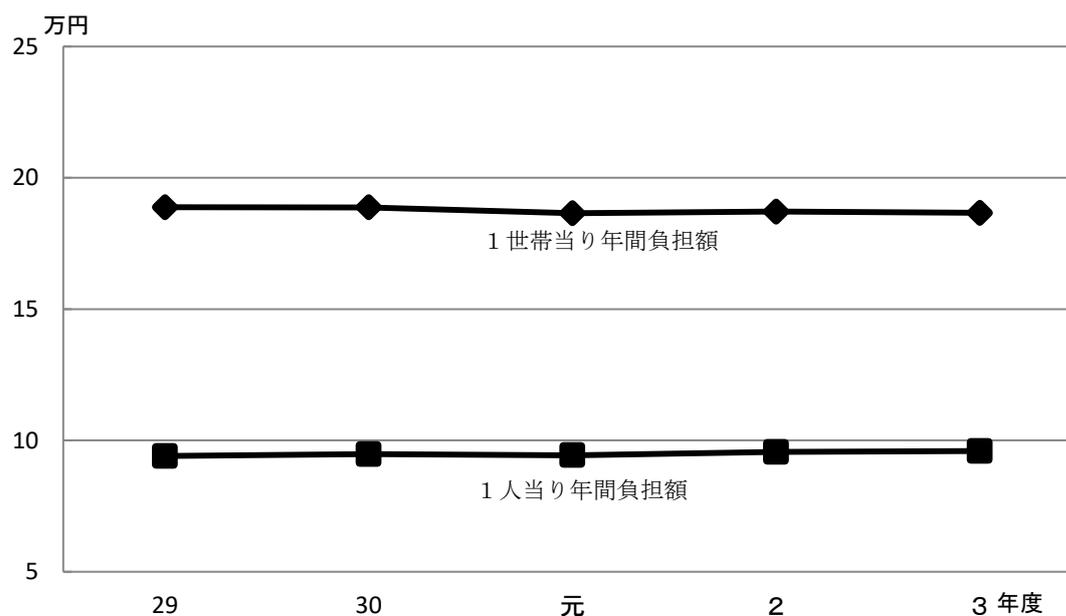
（単位 円）

区分 年度	区民1人当りの区税負担額			1世帯当りの区税負担額		
	年 間	1カ月平均	指 数	年 間	1カ月平均	指 数
29	94,089	7,841	100.0	188,817	15,735	100.0
30	94,762	7,897	100.7	188,754	15,730	100.0
元	94,373	7,864	100.3	186,530	15,544	98.8
2	95,616	7,968	101.6	187,122	15,594	99.1
3	95,976	7,998	102.0	186,682	15,557	98.9

※ 人口、世帯は各年1月1日現在（外国人住民を含む）

※ 指数は平成29年度の1カ月平均を100とする。

（図5） 特別区税年間負担額（調定額ベース）の推移



2. 特別区民税

地方税の基本とされる住民税は、市町村民税と道府県民税に、また個人分と法人分とに分かれる。

特別区民税は、住民税のうち“市町村民税の個人分”に相当する税目で、原則として前年の所得に対して課税するものである。特別区の行政上の諸施策に対する経費の一部について、住民に広く負担を求める均等割と、所得に応じて負担を求める所得割とから成る。

※ 特別区民税は、“道府県民税の個人分”に相当する個人都民税と合わせて「個人住民税」または単に「住民税」と呼ばれる。これらは特別区があわせて課税・徴収の事務を行っている。

※ “市町村民税の法人分” “道府県民税の法人分”に相当する税目は、特別区の地域では東京都の特例によりすべてが都税とされており、「法人住民税」「法人都民税」と呼ばれる。東京都が課税・徴収している。

※ 以下、単に「住民税」「特別区民税・都民税（住民税）」と記載されているものは、「個人住民税」を指す。

特別区民税は、区税収入に占める割合が高く、令和3年度区税収入額698億416万円のうち、656億9,970万円（94.1%）を占めている。特別区民税の収入額は前年度に比べて3億3,045万円（0.5%）の増となった。

その内訳をみると、

普通徴収（現年度分）収入額は159億4,376万円で、1億7,529万円（1.1%）の増、

給与特徴（現年度分）収入額は465億9,599万円で、681万円（0.0%）の増、

年金特徴（現年度分）収入額は21億4,780万円で、5,873万円（2.8%）の増となった。

過年度収入額は3億1,453万円で、8,077万円（34.6%）の増となった。

滞納繰越収入額は6億9,763万円で、886万円（1.3%）の増となった。

（P16～17・P22～23参照）

また、納税義務者は408,947人で、前年度に比べ974人（0.2%）増加した。内訳をみると、普通徴収は5,303人（4.9%）の減、給与特別徴収は5,575人（2.0%）の増、年金特別徴収は702人（2.6%）の増である。

この他に、過年度分の納税義務者は933人で、前年度に比べ130人（16.2%）増加した。（P21参照）

◇税制改正◇

令和3年度から適用された主な改正内容

(1) 給与所得控除の改正

給与所得控除が10万円引き下げられます。また、給与所得控除額の上限額が引き下げられ、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が一律195万円となりました。

(2) 公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が10万円引き下げられます。公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限が設けられました。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合の控除額が引き下げられました。

(3) 基礎控除の改正

合計所得金額が2,400万円以下の場合には控除額が一律10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超える場合と控除額が減減し、2,500万円を超える場合は控除額が0円となります。

(4) 所得金額調整控除の創設

令和3年度税制改正による給与所得控除・公的年金等控除の引下げに伴う負担増が、子育て世帯や介護世帯に生じないように調整します。また、給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある場合に、重複して10万円の所得増とならないよう調整します。

(5) 調整控除の改正

調整控除について、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とされました。

(6) 均等割・所得割非課税基準の改正

給与所得控除・公的年金等控除および基礎控除の改正に伴い、均等割・所得割非課税基準の所得要件が10万円引き上げられます。

(7) ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除等の改正

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実施する観点から、以下のとおり、ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

※ 寡婦控除・ひとり親控除については、前年の合計所得金額が500万円以下の方が対象となります。なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象になりません。

		配偶関係		死別・生死不明	離別	未婚
本人が 女性	扶養 親族	有	子	30万円	30万円	30万円
			子以外	26万円	26万円	—
		無		26万円	—	—
本人が 男性	扶養 親族	有	子	30万円	30万円	30万円
			子以外	—	—	—
		無		—	—	—

(8) 扶養控除等の所得要件の改正

給与所得控除・公的年金等控除および基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の所得要件が見直されました。

	合計所得金額	
	旧	新
同一生計配偶者扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下

(1) 納税義務者数

普通徴収・特別徴収（現年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 (人)				
		均 の み	均 + 所	所 の み	計	合 計
29	普 通 徴 収	8,680	103,274	—	111,954	383,937
	給 与 特 別 徴 収	2,561	241,587	3,185	247,333	
	年 金 特 別 徴 収	2,565	22,085	—	24,650	
30	普 通 徴 収	8,684	98,324	—	107,008	390,516
	給 与 特 別 徴 収	2,832	250,637	3,202	256,671	
	年 金 特 別 徴 収	2,818	24,019	—	26,837	
元	普 通 徴 収	8,915	97,646	—	106,561	398,033
	給 与 特 別 徴 収	2,977	258,585	3,148	264,710	
	年 金 特 別 徴 収	2,972	23,790	—	26,762	
2	普 通 徴 収	8,898	99,885	—	108,783	407,973
	給 与 特 別 徴 収	3,031	265,819	3,617	272,467	
	年 金 特 別 徴 収	3,165	23,558	—	26,723	
3	普 通 徴 収	8,690	94,790	—	103,480	408,947
	給 与 特 別 徴 収	3,285	271,230	3,527	278,042	
	年 金 特 別 徴 収	3,420	24,005	—	27,425	
4 (6月末)	普 通 徴 収	7,789	91,928	—	99,717	406,046
	給 与 特 別 徴 収	3,316	272,597	1,341	277,254	
	年 金 特 別 徴 収	3,957	25,118	—	29,075	

- ※ 均のみ……………均等割だけを納める者
 均+所……………均等割と所得割を納める者
 所のみ……………所得割だけを納める者（退職所得にかかる現年分離課税の対象者のみ）
- ※ 併徴者は、以下の基準で、より大きい方の1つの区分に含めて計上する。
 給与特別徴収＞普通徴収＞年金特別徴収

普通徴収（過年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 (人)		
		均 の み	均 + 所	計
29		46	639	685
30		45	733	778
元		60	868	928
2		77	726	803
3		70	863	933
4 (6月末)		32	384	416

(2) 調定額の内訳および収入額（滞納繰越分を除く）

普通徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
29	405,850	90.0	14,029,897	91.4	2,601,708	128.5	17,037,455	95.6	16,232,135	96.6	95.3
30	358,794	88.4	13,610,931	97.0	2,809,549	108.0	16,779,274	98.5	16,038,660	98.8	95.6
元	363,493	101.3	13,500,510	99.2	2,222,431	79.1	16,086,434	95.9	15,269,560	95.2	94.9
2	363,356	100.0	13,559,898	100.4	2,403,326	108.1	16,326,580	101.5	15,768,467	103.3	96.6
3	340,268	93.6	13,579,804	100.1	2,512,462	104.5	16,432,534	100.6	15,943,760	101.1	97.0
4 (6月末)	299,853	88.1	13,314,812	98.0	2,690,252	107.1	16,304,917	99.2			

普通徴収（過年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額		調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
29	5,152	103.8	296,856	124.8	302,008	124.4	255,876	135.3	84.7
30	5,506	106.9	306,126	103.1	311,632	103.2	263,028	102.8	84.4
元	6,721	122.1	342,269	111.8	348,990	112.0	279,090	106.1	80.0
2	5,893	87.7	270,480	79.0	276,373	79.2	233,756	83.8	84.6
3	6,106	103.6	358,825	132.7	364,931	132.0	314,525	134.6	86.2
4 (6月末)	3,550	58.1	157,549	43.9	161,099	44.1			

年金特別徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
29	95,814	103.1	1,983,843	101.7	25,588	76.4	2,105,245	101.4	2,106,508	101.3	100.1
30	135,234	141.1	1,966,904	99.1	30,331	118.5	2,132,469	101.3	2,134,388	101.3	100.1
元	130,238	96.3	1,934,716	98.4	30,124	99.3	2,095,078	98.2	2,095,916	98.2	100.0
2	136,332	104.7	1,925,157	99.5	26,329	87.4	2,087,818	99.7	2,089,071	99.7	100.1
3	145,727	106.9	1,971,751	102.4	27,981	106.3	2,145,459	102.8	2,147,801	102.8	100.1
4 (6月末)	151,955	104.3	2,012,458	102.1	32,163	114.9	2,196,576	102.4			

給与特別徴収（現年度分=①+②）

区分 年度	① 現年度課税分							
	均等割額		所得割額				調定額計	
	千円	前年比 %	総所得・分離譲渡 千円	前年比 %	退職所得分 千円	前年比 %	千円	前年比 %
29	687,975	108.5	34,460,000	104.6	581,699	89.3	35,729,674	104.3
30	713,016	103.6	35,799,172	103.9	650,973	111.9	37,163,161	104.0
元	736,538	103.3	36,806,266	102.8	703,094	108.0	38,245,898	102.9
2	758,691	103.0	37,927,843	103.0	620,013	88.2	39,306,547	102.8
3	774,218	102.0	37,599,699	99.1	765,495	123.5	39,139,412	99.6
4 (6月末)	796,482	102.9	38,817,008	103.2	287,387	37.5	39,900,877	101.9

区分 年度	② 前年度課税分							調定額計		収入額		
	均等割額		所得割額		調定額計		①+② 千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %	
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %						
29	125,181	105.0	6,444,265	102.8	6,569,445	102.8	42,299,119	104.1	42,299,119	104.2	100.0	
30	136,029	108.7	6,762,416	104.9	6,898,445	105.0	44,061,606	104.2	44,092,450	104.2	100.1	
元	140,983	103.6	7,023,479	103.9	7,164,462	103.9	45,410,360	103.1	45,233,260	102.6	99.6	
2	145,294	103.1	7,212,006	102.7	7,357,300	102.7	46,663,847	102.8	46,589,185	103.0	99.8	
3	150,517	103.6	7,442,853	103.2	7,593,370	103.2	46,732,782	100.1	46,595,990	100.0	99.7	
4 (6月末)	152,974	101.6	7,358,185	98.9	7,511,159	98.9	47,412,037	101.5				

特別徴収（給与+年金）

区分 年度	調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
29	44,404,364	104.0	44,405,627	104.1	100.0
30	46,194,075	104.0	46,226,838	104.1	100.1
元	47,505,438	102.8	47,329,176	102.4	99.6
2	48,751,665	102.6	48,678,256	102.9	99.8
3	48,878,241	100.3	48,743,791	100.1	99.7
4 (6月末)	49,608,612	101.5			

(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和3年度）

一般的に所得に課税する場合、最低限度の生活を維持するために必要な費用には課税をしないこととなっており、その課税される限界点となる所得の金額を課税最低限といっている。地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格から、住民税の課税最低限は所得税よりも低くなっている。（なお、これとは別に、所得割非課税の制度がある。P25(5)参照）

世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限（給与所得者の場合の収入金額）

①夫婦子2人の場合 270万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

子のうち1人については特定扶養控除の適用があるものとして計算した。

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	特定扶養控除
89万円	27万円	43万円	33万円	33万円	45万円

← 270万円 →

※算出方法

課税最低限となる給与収入=X

a 給与所得控除 = $(X \times 0.3 + 80,000)$

給与収入金額が1,800,000円～3,599,999円にあるときの給与所得控除

b 社会保険料控除 = $X \times 0.1$

給与収入金額の1割にあたる額を社会保険料控除と見込んだ。

c 人的控除 = 1,540,000

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除

以上のとき
$$X - \underbrace{(X \times 0.3 + 80,000)}_a - \underbrace{X \times 0.1}_b - \underbrace{1,540,000}_c = 0$$
 により算出

* 給与収入Xはa b cの控除合計と同額となり、課税所得金額が生じない。②～④も同じ。

②夫婦子1人の場合 195万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除
66.5万円	19.5万円	43万円	33万円	33万円

← 195万円 →

③夫婦のみの場合 145.5万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除
55万円	14.5万円	43万円	33万円

← 145.5万円 →

④独身または共働きの場合 108.8万円

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除
55万円	10.8万円	43万円

← 108.8万円 →

(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】

種 類		年 度					
		2 9	3 0	元	2	3	4
基 礎 控 除		3 3 万円	3 3 万円	3 3 万円	3 3 万円	0～4 3 万円	0～4 3 万円
配 偶 者 控 除	一 般 の 配 偶 者	3 3 万円	3 3 万円	3 3 万円	3 3 万円	1 1～3 3 万円	1 1～3 3 万円
	老 人 配 偶 者	3 8 万円	3 8 万円	3 8 万円	3 8 万円	1 3～3 8 万円	1 3～3 8 万円
配 偶 者 特 別 控 除		限度額 3 3 万円					
扶 養 控 除	一 般 の 扶 養 親 族	3 3 万円※					
	特 定 扶 養 親 族	4 5 万円※					
	老 人 扶 養 親 族	3 8 万円					
	同 居 老 親 等 扶 養 親 族	4 5 万円					
障 害 者 控 除	一 般 の 障 害 者	2 6 万円					
	特 別 障 害 者	3 0 万円*					
同居特別障害の場合の加算* 上記の*の金額に右欄の額を加算する。		2 3 万円					
寡 婦 (夫) 控 除		2 6 万円	2 6 万円	2 6 万円	2 6 万円	2 6 万円※	2 6 万円※
特 別 寡 婦 控 除		3 0 万円	3 0 万円	3 0 万円	3 0 万円	-	-
ひ と り 親 控 除		-	-	-	-	3 0 万円	3 0 万円
勤 労 学 生 控 除		2 6 万円					
医 療 費 の 控 除 限 度 額		2 0 0 万円					
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) 限度額		-	88,000円	88,000円	88,000円	88,000円	88,000円
生命保険料の 控除限度額	新※	一 般	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
		介 護 医 療	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
		個 人 年 金	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	旧	一 般	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
		個 人 年 金	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
地 震 保 険 料 の 控 除 限 度 額		25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
(旧)長期損害保険料		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
地震保険料と(旧)長期損害 保険料の両方がある場合		25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円

※ 令和3年度から、寡婦（夫）控除はひとり親控除の新設に伴い、寡婦控除のみとなった。

※ 平成30年度から、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設。

※ 一般の扶養親族は16歳以上19歳未満の方および23歳以上70歳未満の方が対象。

※ 特定扶養親族は19歳以上23歳未満の方が対象

※ 所得控除のうち「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」については、限度額が無い
ため上表には記載していない。

(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】

(☆ は、控除対象配偶者※または扶養親族を有する場合に加算する。)

種 類		年 度					
		2 9	3 0	元	2	3	4
障 害 者 ・ 未 成 年 者 ・ 寡 婦 (夫) の 非 課 税 所 得 限 度 額		1 2 5 万円	1 2 5 万円	1 2 5 万円	1 2 5 万円	1 3 5 万円	1 3 5 万円
均 等 割 の 非 課 税 限 度 額		3 5 万円 × (控除対象配偶者※+扶養親族数+1) + ☆2 1 万円…A				A + 1 0 万円	A + 1 0 万円
所 得 割 の 非 課 税 限 度 額		3 5 万円 × (控除対象配偶者※+扶養親族数+1) + ☆3 2 万円…B				B + 1 0 万円	B + 1 0 万円

※ 令和元年度からは同一生計配偶者に改正された。

※ 令和3年度から控除が見直され、従来より非課税限度額がそれぞれ10万円増となった。

(6) 滞納整理状況

年 度	区 分 項 目	①	②		③	左 の ④ 滞納処分以外 の収入額
		調 定 額	自 然 収 入		滞 納 額 (①-②)	
		千円	千円	%	千円	千円
29	現年課税分	61,743,827	55,678,769	90.18	6,065,058	5,190,363
	滞納繰越分	2,566,677	-291	-0.01	2,566,968	956,561
	計	64,310,504	55,678,478	86.58	8,632,026	6,146,924
30	現年課税分	63,284,981	57,392,929	90.69	5,892,052	5,114,656
	滞納繰越分	1,965,926	-494	-0.03	1,966,420	892,752
	計	65,250,907	57,392,435	87.96	7,858,472	6,007,408
元	現年課税分	63,940,862	58,043,929	90.78	5,896,933	4,810,295
	滞納繰越分	1,372,357	-2,029	-0.15	1,374,386	670,500
	計	65,313,219	58,041,900	88.87	7,271,319	5,480,795
2	現年課税分	65,354,618	59,858,714	91.59	5,495,904	4,805,484
	滞納繰越分	1,415,749	-327	-0.02	1,416,076	567,153
	計	66,770,367	59,858,387	89.65	6,911,980	5,372,637
3	現年課税分	65,675,706	60,290,175	91.80	5,385,531	4,679,557
	滞納繰越分	1,230,936	-697	-0.06	1,231,633	573,248
	計	66,906,642	60,289,478	90.11	6,617,164	5,252,805

- 注) 1. 自然収入B欄はつきにより記載。
 ①還付未済額を差し引いた金額を記載（したがって、数値がマイナスになる場合もあるが、その際はマイナスの値を記入。）
 ②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納された金額を記載。
 なお、法第13条の2（繰上徴収）による納期限変更分については、変更後の納期限までに自主納付されたもののみをこの欄に記載。
2. 「滞納処分以外の収入額」D欄は、滞納額に対する収入額のうち、滞納者による自主納付（徴収猶予又は換価の猶予期間中ものを含む）等、滞納処分以外の手段による収入額を記載。したがって、いわゆる公売前収入額（財産差押後、公売前に自主納付された金額）を含む。

滞納額 ㉔ に対する収入額			㉕ 不納欠損額	㉖ 収入未済額		
㉗ 滞納処分による収入額	㉘ 計 (㉙+㉚)	㉚/㉙		(㉔-㉘-㉕)	㉖/㉗	内執行停止額
千円	千円	%	千円	千円	%	千円
16,302	5,206,665	85.85	8,649	849,744	1.38	4,438
212,203	1,168,764	45.53	269,693	1,128,511	43.97	60,614
228,505	6,375,429	73.86	278,342	1,978,255	3.08	65,052
12,462	5,127,118	87.02	8,750	756,184	1.19	4,610
183,346	1,076,098	54.72	262,684	627,638	31.93	96,794
195,808	6,203,216	78.94	271,434	1,383,822	2.12	101,404
16,890	4,827,185	81.86	8,841	1,060,907	1.66	4,794
161,563	832,063	60.54	173,773	368,550	26.86	85,335
178,453	5,659,248	77.83	182,614	1,429,457	2.19	90,129
8,289	4,813,773	87.59	8,267	673,864	1.03	3,539
121,618	688,771	48.64	161,141	566,164	39.99	68,971
129,907	5,502,544	79.61	169,408	1,240,028	1.86	72,510
22,077	4,701,634	87.30	26,432	657,465	1.00	—
124,378	697,626	56.64	206,731	327,276	26.59	57,303
146,455	5,399,260	81.59	233,163	984,741	1.47	57,303

3. 滞納処分による収入額E欄は、国税徴収法第128条第1項第1号から第3号に規定する金銭（差押財産の売却代金、差押債権の取立代金、差し押さえた金銭等）について、配当または充当した金額および国税徴収法第128条第1項第4号に規定する金銭（交付要求により交付を受けた金銭）について充当した金額を記載。

※ 表のB欄は督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後約30日目）までに収納された金額である。

令和3年度中の滞納処分による収入額（延滞金によるものを除く）は、146,455千円であった。その内訳は
 (1) 差押債権の取立てによるもの143,031千円、(2) 交付要求に係る配当金3,424千円であった。

(7) 差押財産別滞納処分状況

年 度	区 分 項 目	① 差 押 額			処 理					
		差 押 額	期別件数	人 員	② 公 売 前 収 入			③ 公 売 収 入		
					収 入 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員
		千円	件	人	千円	件	人	千円	件	人
29	動 産	3,361	153	16	831	50	2	—	—	—
	債 権	583,956	22,896	2,928	201,436	7,874	602	222,308	9,082	648
	不 動 産	54,549	854	118	33,385	484	35	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	641,866	23,903	3,062	235,652	8,408	639	222,308	9,082	648
30	動 産	10,962	320	15	2,567	64	4	—	—	—
	債 権	1,303,011	42,306	4,220	343,296	8,752	1,455	190,469	8,552	770
	不 動 産	114,846	1,798	134	19,723	529	62	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,428,819	44,424	4,369	365,586	9,345	1,521	190,469	8,552	770
元	動 産	5,767	245	11	1,645	49	3	—	—	—
	債 権	734,381	32,832	3,541	42,670	5,763	1,148	175,396	8,076	846
	不 動 産	52,784	1,480	100	4,372	425	38	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	792,932	34,557	3,652	48,687	6,237	1,189	175,396	8,076	846
2	動 産	2,962	162	12	736	65	5	—	—	—
	債 権	568,533	25,896	2,859	40,191	6,126	1,086	123,573	4,974	487
	不 動 産	57,624	1,222	97	4,445	304	38	1,799	26	2
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	629,119	27,280	2,968	45,372	6,495	1,129	125,372	5,000	489
3	動 産	2,147	90	6	209	1	1	—	—	—
	債 権	553,211	23,575	2,610	39,557	5,607	1,045	143,031	5,514	447
	不 動 産	30,960	889	75	5,929	278	32	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	586,318	24,554	2,691	45,695	5,886	1,078	143,031	5,514	447

- (注) 1. 「差押額」は令和3年度に繰越された差押中の額に令和3年度中の新規差押額を加算した額を記載。この場合の税額は、調定減または取消があればその後の金額を計上。なお、参加差押又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による二重差押については、差押の効力が生じた分についてのみ記載。
2. 2種以上の差押財産がある場合は、何れか主たる財産により処理。
3. 件数は、納期毎に計上。

濟			額			⑥			⑦		
④ その他の処理			⑤ 合計			処理歩合 (⑤/④)			差押中 (④-⑤)		
解除額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	差押額	期別件数	人員
千円	件	人	千円	件	人	%	%	%	千円	件	人
124	5	4	955	55	6	28.4	35.9	37.5	2,406	98	10
37,598	1,459	1,106	461,342	18,415	2,356	79.0	80.4	80.5	122,614	4,481	572
4,827	43	35	38,212	527	70	70.1	61.7	59.3	16,337	327	48
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42,549	1,507	1,145	500,509	18,997	2,432	78.0	79.5	79.4	141,357	4,906	630
5,098	73	4	7,665	137	8	69.9	42.8	53.3	3,297	183	7
411,698	13,940	1,159	945,463	31,244	3,384	72.6	73.9	80.2	357,548	11,062	836
8,998	73	8	28,721	602	70	25.0	33.5	52.2	86,125	1,196	64
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
425,794	14,086	1,171	981,849	31,983	3,462	68.7	72.0	79.2	446,970	12,441	907
1,920	103	2	3,565	152	5	61.8	62.0	45.5	2,202	93	6
300,287	11,909	1,067	518,353	25,748	3,061	70.6	78.4	86.4	216,028	7,084	480
361	14	2	4,733	439	40	9.0	29.7	40.0	48,051	1,041	60
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
302,568	12,026	1,071	526,651	26,339	3,106	66.4	76.2	85.0	266,281	8,218	546
1,464	47	4	2,200	112	9	74.3	69.1	75.0	762	50	3
185,769	7,086	665	349,533	18,186	2,238	61.5	70.2	78.3	219,000	7,710	621
15,567	74	5	21,811	404	45	37.9	33.1	46.4	35,813	818	52
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202,800	7,207	674	373,544	18,702	2,292	59.4	68.6	77.2	255,575	8,578	676
1,183	60	2	1,392	61	3	64.8	67.8	50.0	755	29	3
152,448	5,659	565	335,036	16,780	2,057	60.6	71.2	78.8	218,175	6,795	553
712	24	5	6,641	302	37	21.5	34.0	49.3	24,319	587	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154,343	5,743	572	343,069	17,143	2,097	58.5	69.8	77.9	243,249	7,411	594

4. 人員は、つきにより記載。

①「処理欄」は完納の場合のみ1人として計上。なお、公売前収入と公売収入で完納となった場合は、いずれかの額の大きい収入欄に1人として計上。

②「その他の処理」欄は、未収入金額があるにもかかわらず、差押を解除した場合に、当該対象者を1人として計上。

③2種以上の差押財産がある場合には、左記2にかかわらず、それぞれの財産区分毎に、①②に従い、1人として計上。

5. 公売収入欄には、公売または随意契約もしくは差押債権取立てに係る収入分を、公売前収入欄には公売収入以外の収入を記載。

6. 「その他の処理」欄は、完納以外の理由による差押解除分を記載。

7. 歩合は、小数点以下第1位（第2位は四捨五入すること。）まで表示。

3. 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、軽自動車等を所有する者に課税される。

(軽自動車税は令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称が変更された。)

平成27年度税制改正により、平成28年度課税分から原付、二輪、小型特殊の税額が変更された。

また、三輪と四輪については平成27年4月以降の登録分から新税率が適用となった。(P30～P31参照)

令和3年度の軽自動車税収入額は4億627万円で、区税収入額の0.6%を占めており、前年度に比べて1,823万円(4.7%)の増となった。

現年課税分(現年度および過年度)の課税件数は72,533件で、前年度に比べて583件(0.8%)増であった。

車種別にみると、原動機付自転車およびミニカーは245件(1.0%)の減、軽自動車(被けん引車を含む)は655件(1.7%)の増、小型特殊自動車は3件(0.7%)の減、二輪の小型自動車は176件(2.4%)の増であった。

(P34～35参照)

軽自動車税の税額

・原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額

車両区分		年額 (平成27年度まで)	年額 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪車 (二輪の被けん引車を含む)	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円

・平成27年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

車両区分			年額(令和3年度)	
			平成20年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた車両(重課税率)	平成20年4月から平成27年3月の間に初めて車両番号の指定を受けた車両(旧税率)
三輪車			4,600円	3,100円
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円
		自家用	12,900円	7,200円
以上	貨物	営業用	4,500円	3,000円
		自家用	6,000円	4,000円

- ・平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

車両区分			年額（令和3年度）			
			新税率	令和3年度に限り軽課税率が適用される車両		
				75%軽減される車両	50%軽減される車両	25%軽減される車両
三輪車			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
以上	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

◇税制改正について◇

軽自動車税の種別割の税率の特例（グリーン化特例（軽課））

軽自動車税種別割に係る税率の特例（グリーン化特例）について、燃費性能の優れた自動車の普及促進を一層図る観点から、令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に新規取得した軽自動車（新車に限る。）にかかる翌年度分の軽自動車税種別割を軽減する。
 ※ 減収分については、全額国費で補填される。

	【現 行】		【改 正】	
	取得期間：H31年4月1日～R3年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：R3年4月1日～R5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ	
自家用乗用車	区分	軽減率	区分	軽減率
	電気自動車、燃料電池自動車等	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車等	75%軽減
	R2年度基準+30%達成	50%軽減	グリーン化特例（軽課）の対象外とすること についてR元年度に改正済み	
	R2年度基準+10%達成	25%軽減		
営業用乗用車	取得期間：H31年4月1日～R3年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：R3年4月1日～R5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ	
	区分	軽減率	区分	軽減率
	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	R2年度基準+30%達成	50%軽減	R12年度基準90%達成	50%軽減
	R2年度基準+10%達成	25%軽減	R12年度基準70%達成	25%軽減
軽貨物自動車	取得期間：H31年4月1日～R3年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：R3年4月1日～R5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分のみ	
	区分	軽減率	区分	軽減率
	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	H27年度基準+35%達成	50%軽減		
	H27年度基準+15%達成	25%軽減		

4. 軽自動車税環境性能割

令和元年10月1日から自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として軽自動車税環境性能割が導入された。軽自動車税環境性能割は、取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した時に燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した者に課税される。

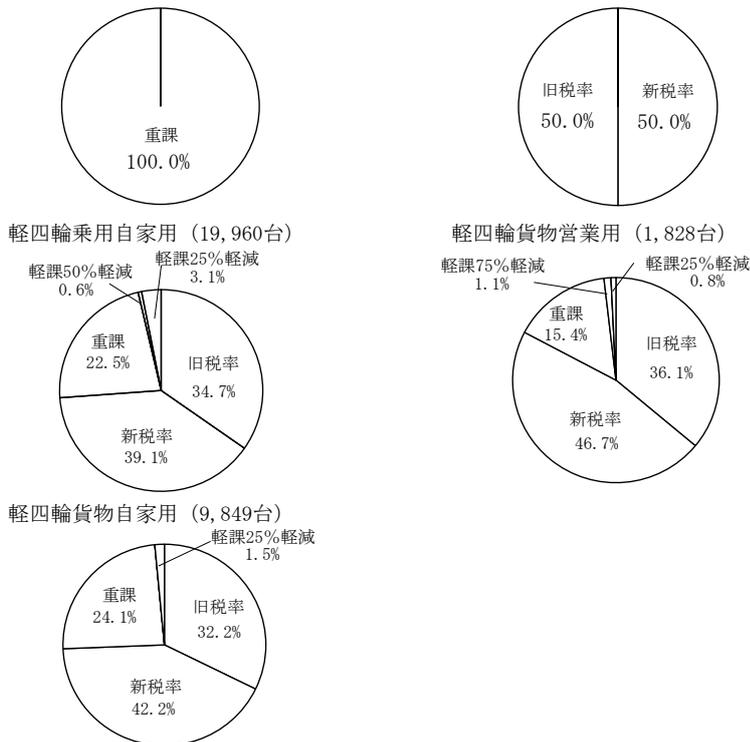
軽自動車税環境性能割の税額は、車両の取得価額に以下の税率を乗じて算出する。

なお、軽自動車税環境性能割の課税・徴収は、引き続き東京都が行う。

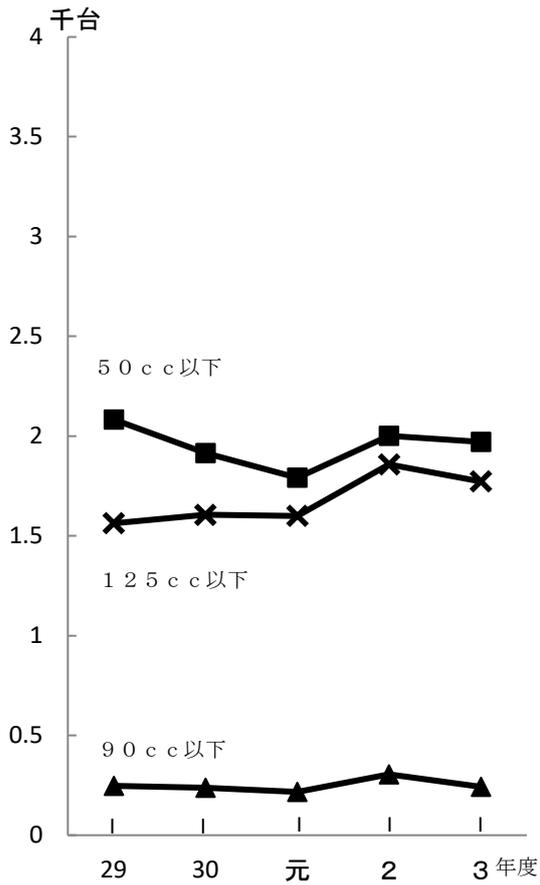
軽自動車税環境性能割の税率

区分			税率				
			自家用		営業用		
			令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得	令和4年1月1日以降に取得	令和元年10月1日以降に取得		
軽乗用車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 $N0 \times 10\%$ 以上低減または平成30年排出ガス規制に適応する車両）		非課税	非課税	非課税		
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車				1%	0.5%
		令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準75%達成車					
		令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準60%達成車					
上記以外		1%	2%	1%			
上記以外		2%					
軽貨物車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 $N0 \times 10\%$ 以上低減または平成30年排出ガス規制に適応する車両）		非課税	非課税	非課税		
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車				1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+25%達成車					
		平成27年度燃費基準+20%達成車					
上記以外		2%	1%	1%			
上記以外		2%					

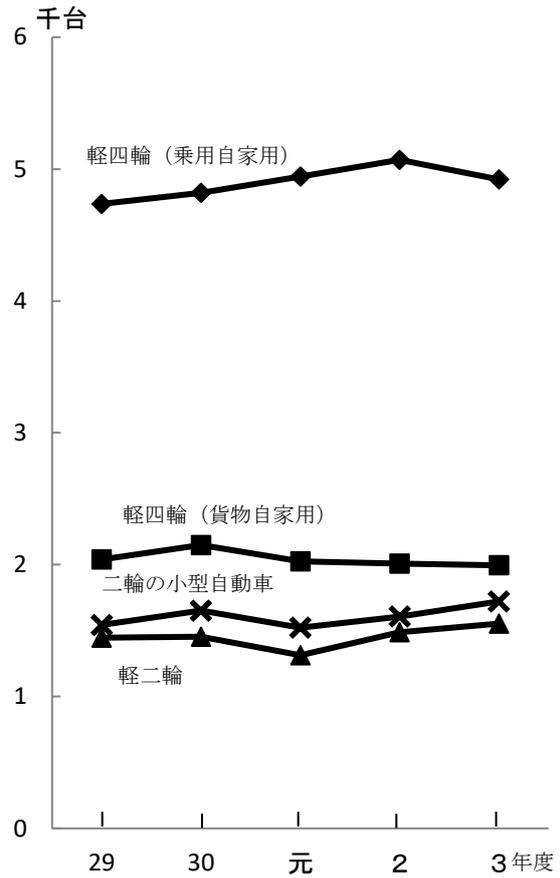
(図6) 3年度 軽自動車税種別割 車種別課税件数の税率区分割合
軽三輪 (4台) 軽四輪乗用営業用 (2台)



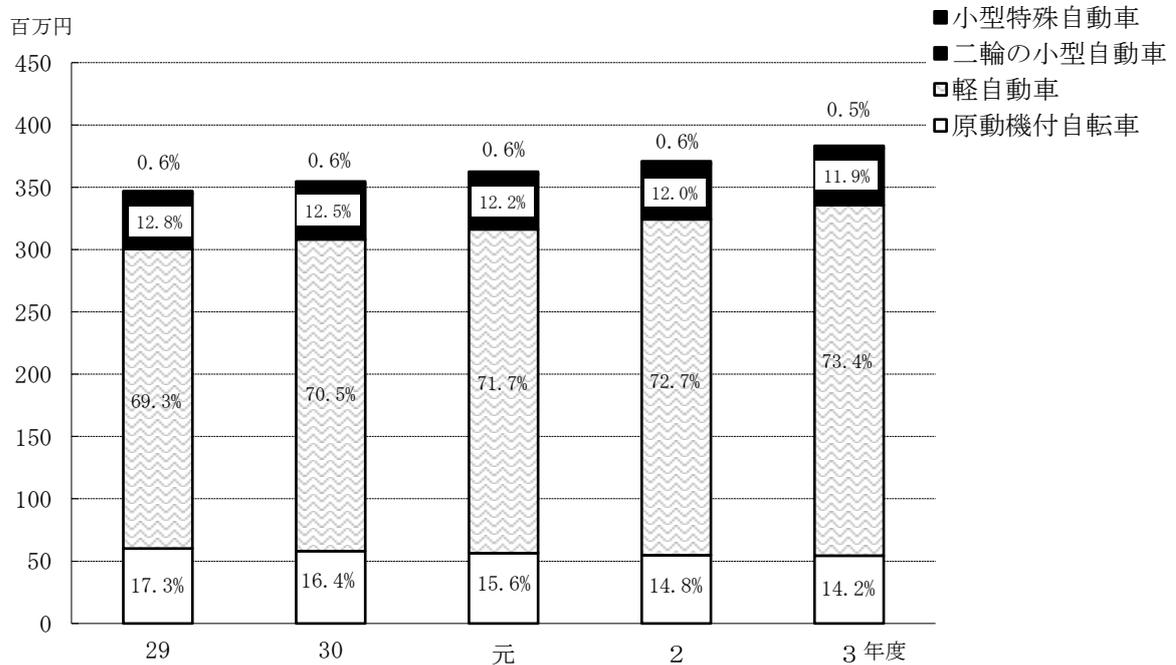
(図7) 原動機付自転車新規登録台数



(図8) 軽自動車等新規登録台数



(図9) 軽自動車税種別割調定額の推移と車種別構成



課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		平成 29 年 度					平成 30 年 度					令 和 元 年 度				
		課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
		件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	16,623 (9)	22.4	33,242 (14)	9.6	93.1	15,646 (7)	21.4	31,291 (13)	8.8	94.1	14,793	20.4	29,586	8.2	
	90cc以下	1,773	2.4	3,546	1.0	94.4	1,676	2.3	3,352	0.9	94.5	1,614	2.2	3,228	0.9	
	125cc以下	9,152 (2)	12.3	21,964 (4)	6.3	101.4	9,134 (5)	12.5	21,922 (12)	6.2	99.8	9,169	12.6	22,006	6.1	
	ミニカー	375	0.5	1,388	0.4	103.3	405	0.6	1,499	0.4	108.0	428	0.6	1,584	0.4	
	小 計	27,923 (11)	37.6	60,140 (18)	17.3	96.3	26,861 (12)	36.7	58,063 (25)	16.4	96.5	26,004	35.9	56,403	15.6	
軽 自 動 車	二 輪 車	8,194 (5) [89]	11.0	29,498 (18) [320]	8.5	96.9	8,023 (3) [97]	11.0	28,883 (11) [349]	8.1	97.9	7,927 (6) [97]	10.9	28,537 (22) [349]	7.9	
	三 輪 車	3	0.0	12	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	117.9	3	0.0	14	0.0	
	四 輪 以 上	乗 用 車	1	0.0	7	0.0	125.5	1	0.0	7	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0
		貨 物 車	18,689 (5)	25.2	160,117 (48)	46.2	106.4	18,980 (5)	26.0	169,946 (44)	47.9	106.1	19,203 (12)	26.5	178,460 (103)	49.2
	雪 上 車	乗 用 車	1,190	1.6	3,899	1.1	105.0	1,296	1.8	4,364	1.2	111.9	1,479	2.0	5,099	1.4
		貨 物 車	10,326 (3)	13.9	46,704 (13)	13.5	101.2	10,117 (5)	13.8	46,908 (24)	13.2	100.4	10,081 (12)	13.9	47,686 (58)	13.2
	小 計	38,404 (13)	51.8	240,241 (79)	69.3	104.1	38,421 (13)	52.5	250,125 (79)	70.5	104.1	38,696 (30)	53.4	259,813 (183)	71.7	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	137	0.2	329	0.1	98.6	138	0.2	331	0.1	100.7	138	0.2	331	0.1	
	そ の 他	306	0.4	1,805	0.5	93.9	313	0.4	1,847	0.5	102.3	311	0.4	1,835	0.5	
	小 計	443	0.6	2,134	0.6	94.6	451	0.6	2,178	0.6	102.0	449	0.6	2,166	0.6	
二輪の小型自動車		7,400 (8)	10.0	44,392 (40)	12.8	99.4	7,381 (10)	10.1	44,284 (58)	12.5	99.8	7,351 (13)	10.1	44,106 (78)	12.2	
合 計		74,170 (32)	100.0	346,907 (137)	100.0	102.0	73,114 (35)	100.0	354,650 (162)	100.0	102.2	72,500 (43)	100.0	362,488 (261)	100.0	

	令和2年度					令和3年度					令和4年度(4月末現在)				
	課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
	前年比	構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比
%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
94.6	14,062	19.5	28,124	7.6	95.1	13,563	18.7	27,126	7.1	96.5	13,058	17.7	26,116	6.5	96.3
	(9)		(18)			(21)		(42)							
96.3	1,520	2.1	3,040	0.8	94.2	1,480	2.0	2,960	0.8	97.4	1,502	2.0	3,004	0.7	101.5
						(2)		(4)							
100.4	9,138	12.7	21,931	5.9	99.7	9,418	13.0	22,603	5.9	103.1	9,662	13.1	23,189	5.8	102.6
	(4)		(10)			(3)		(7)							
105.7	452	0.6	1,672	0.5	105.6	466	0.6	1,724	0.4	103.1	488	0.7	1,806	0.4	104.7
97.1	25,172	35.0	54,768	14.8	97.1	24,927	34.4	54,413	14.2	99.4	24,710	33.5	54,114	13.5	99.5
	(13)		(28)			(26)		(53)							
98.8	7,845	10.9	28,242	7.6	99.0	7,933	10.9	28,559	7.5	101.1	8,125	11.0	29,250	7.3	102.4
	(8)		(29)			(8)		(29)			(3)		(11)		
	[102]		[367]			[90]		[324]			[89]		[320]		
100.0	4	0.0	18	0.0	133.3	4	0.0	18	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	100.0
171.0	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	100.0
105.0	19,520	27.1	187,641	50.6	105.1	19,960	27.5	197,793	51.6	105.4	20,758	28.2	212,414	52.9	107.4
	(6)		(55)			(5)		(57)							
116.8	1,651	2.3	5,866	1.6	115.0	1,828	2.5	6,548	1.7	111.6	1,890	2.6	6,924	1.7	105.7
	(3)		(11)												
101.7	9,899	13.8	47,704	12.9	100.0	9,849	13.6	48,265	12.6	101.2	9,924	13.5	49,413	12.3	102.4
	(4)		(17)			(2)		(8)							
100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0
103.9	38,922	54.1	269,487	72.7	103.7	39,577	54.6	281,199	73.4	104.3	40,704	55.2	298,035	74.2	106.0
	(21)		(111)			(15)		(94)			(3)		(11)		
100.0	137	0.2	329	0.1	99.3	137	0.2	329	0.1	100.0	140	0.2	336	0.1	102.2
99.4	301	0.4	1,776	0.5	96.8	298	0.4	1,758	0.5	99.0	282	0.4	1,664	0.4	94.6
99.5	438	0.6	2,105	0.6	97.2	435	0.6	2,087	0.5	99.2	422	0.6	2,000	0.5	95.8
99.6	7,418	10.3	44,508	12.0	100.9	7,594	10.5	45,564	11.9	102.4	7,875	10.7	47,250	11.8	103.7
	(10)		(60)			(12)		(72)							
102.2	71,950	100.0	370,867	100.0	102.3	72,533	100.0	383,264	100.0	103.3	73,711	100.0	401,400	100.0	104.7
	(44)		(199)			(53)		(219)			(3)		(11)		

軽三輪および軽四輪の税率別課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		平成30年度				令和元年度				令和2		
		課税件数	構成比	調定額	構成比	課税件数	構成比	調定額	構成比	課税件数	構成比	
旧税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	旧税率	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	1	0.0	6	0.0	1
自家用			10,980 (2)	36.1	79,056 (14)	35.7	9,518 (7)	30.9	68,530 (50)	29.6	8,098 (4)	26.1
軽四輪貨物		営業用	797	2.6	2,391	1.1	759	2.5	2,277	1.0	702 (2)	2.3
		自家用	5,651 (3)	18.6	22,604 (12)	10.2	4,715 (7)	15.3	18,860 (28)	8.2	3,880 (3)	12.5
小 計		17,428 (5)	57.3	104,051 (26)	47.0	14,993 (14)	48.7	89,672 (78)	38.8	12,681 (9)	40.8	
新税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	7	0.0	1	0.0	7	0.0	1	0.0
		自家用	3,689 (2)	12.1	39,841 (22)	18.0	5,094 (2)	16.6	55,015 (22)	23.8	6,349	20.4
	軽四輪貨物	営業用	298	1.0	1,132	0.5	448	1.5	1,702	0.7	669	2.2
		自家用	2,012	6.6	10,060	4.5	2,811	9.1	14,055	6.1	3,523 (1)	11.3
小 計		6,000 (2)	19.7	51,041 (22)	23.1	8,354 (2)	27.2	70,780 (22)	30.6	10,543 (1)	33.9	
重課税率	軽三輪	3	0.0	14	0.0	3	0.0	14	0.0	3	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	3,538	11.6	45,640	20.6	3,834 (2)	12.5	49,459 (26)	21.4	4,198 (2)	13.5
	軽四輪貨物	営業用	161	0.5	725	0.3	207	0.7	932	0.4	257 (1)	0.8
		自家用	2,236 (2)	7.4	13,416 (12)	6.1	2,301 (5)	7.5	13,806 (30)	6.0	2,311	7.4
小 計		5,938 (2)	19.5	59,795 (12)	27.0	6,345 (7)	20.6	64,210 (56)	27.8	6,769 (3)	21.8	
軽課税率（75%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小 計		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0	
軽課税率（50%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	316	1.0	1,706	0.8	250 (1)	0.8	1,350 (5)	0.6	176	0.6
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小 計		316	1.0	1,706	0.8	250 (1)	0.8	1,350 (5)	0.6	176	0.6	
軽課税率（25%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	457 (1)	1.5	3,702 (8)	1.7	507	1.6	4,107	1.8	699	2.2
	軽四輪貨物	営業用	40	0.1	116	0.1	65	0.2	189	0.1	20	0.1
		自家用	218	0.7	828	0.4	254	0.8	965	0.4	185	0.6
小 計		715 (1)	2.4	4,646 (8)	2.1	826	2.7	5,260	2.3	904	2.9	

年 度	令 和 3 年 度						令 和 4 年 度 (4月末現在)					
	課税件数		調定額		前年比	課税件数		調定額		前年比		
	千円	構成比	件	構成比		千円	構成比	件	構成比		千円	構成比
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	
	6	0.0	1	0.0	6	0.0	100.0	1	0.0	6	0.0	100.0
	58,306 (29)	24.2	6,928 (1)	21.9	49,882 (7)	19.7	85.6	6,077	18.7	43,754	16.3	87.7
	2,106 (6)	0.9	659	2.1	1,977	0.8	93.9	582	1.8	1,746	0.6	88.3
	15,520 (12)	6.4	3,174 (2)	10.0	12,696 (8)	5.0	81.8	2,632	8.1	10,528	3.9	82.9
	75,937 (47)	31.5	10,762 (3)	34.0	64,560 (15)	25.6	85.0	9,292	28.5	56,034	20.8	86.8
	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	7	0.0	1	0.0	7	0.0	100.0	1	0.0	7	0.0	100.0
	68,569	28.4	7,812 (1)	24.7	84,370 (11)	33.4	123.0	9,869	30.3	106,585	39.7	126.3
	2,542	1.1	853	2.7	3,241	1.3	127.5	1,001	3.1	3,804	1.4	117.4
	17,615 (5)	7.3	4,153	13.1	20,765	8.2	117.9	4,867	14.9	24,335	9.1	117.2
	88,737 (5)	36.8	12,819 (1)	40.5	108,383 (11)	42.9	122.1	15,738	48.3	134,731	50.1	124.3
	14	0.0	4	0.0	18	0.0	133.3	4	0.0	18	0.0	100.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	54,154 (26)	22.4	4,491 (3)	14.2	57,934 (39)	22.9	107.0	4,812	14.8	62,075	23.1	107.1
	1,157 (5)	0.5	282	0.9	1,269	0.5	109.7	305	0.9	1,373	0.5	108.2
	13,866	5.7	2,373	7.5	14,238	5.6	102.7	2,425	7.4	14,550	5.4	102.2
	69,191 (30)	28.7	7,150 (3)	22.6	73,459 (39)	29.1	106.2	7,546	23.2	78,016	29.0	106.2
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	3	0.0	20	0.1	20	0.0	666.7	2	0.0	2	0.0	10.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	3	0.0	20	0.1	20	0.0	666.7	2	0.0	2	0.0	10.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	950	0.4	110	0.3	594	0.2	62.5	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	950	0.4	110	0.3	594	0.2	62.5	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	5,662	2.3	619	2.0	5,014	2.0	88.6	0	0.0	0	0.0	0.0
	58	0.0	14	0.0	41	0.0	70.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	703	0.3	149	0.5	566	0.2	80.5	0	0.0	0	0.0	0.0
	6,423	2.7	782	2.5	5,621	2.2	87.5	0	0.0	0	0.0	0.0

車種別登録・廃車台数

区 分		平成 29 年 度			平成 30 年 度				
		登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,083	2,940	-857	1,915	2,687	-772		
	90cc以下	247	342	-95	238	289	-51		
	125cc以下	1,563	1,563	0	1,606	1,547	59		
	ミニカー	93	56	37	94	70	24		
	小 計	3,986	4,901	-915	3,853	4,593	-740		
軽 自 動 車	二 輪 車	1,445	1,620	-175	1,454	1,505	-51		
	(うち、被けん引車)	(10)	(8)	(2)	(16)	(8)	(8)		
	三 輪 車	—	—	—	—	—	—		
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	—	—	—	2	1	1
			自 家 用	4,736	4,467	269	4,821	4,574	247
	貨 物	営 業 用	418	316	102	465	346	119	
		自 家 用	2,039	2,222	-183	2,149	2,211	-62	
	雪 上 車	—	—	—	—	—	—		
	小 計	8,638	8,625	13	8,891	8,637	254		
	小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	13	12	1	8	9	-1	
そ の 他		33	25	8	23	23	0		
小 計		46	37	9	31	32	-1		
二輪の小型自動車		1,543	1,595	-52	1,651	1,677	-26		
合 計		14,213	15,158	-945	14,426	14,939	-513		

(単位：台)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減
1,791	2,489	-698	2,001	2,504	-503	1,971	2,409	-438
217	307	-90	305	345	-40	243	220	23
1,600	1,634	-34	1,858	1,574	284	1,773	1,536	237
120	96	24	132	116	16	94	80	14
3,728	4,526	-798	4,296	4,539	-243	4,081	4,245	-164
1,313	1,402	-89	1,488	1,385	103	1,553	1,410	143
(21)	(16)	(5)	(10)	(22)	(-12)	(11)	(12)	(-1)
1	—	1	1	1	0	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,943	4,604	339	5,070	4,776	294	4,921	4,530	391
575	346	229	703	501	202	554	553	1
2,026	2,253	-227	2,009	2,065	-56	1,995	1,997	-2
—	—	—	—	—	—	—	—	—
8,858	8,605	253	9,271	8,728	543	9,023	8,490	533
17	17	0	16	16	0	6	5	1
22	33	-11	27	31	-4	14	30	-16
39	50	-11	43	47	-4	20	35	-15
1,522	1,488	34	1,607	1,471	136	1,721	1,500	221
14,147	14,669	-522	15,217	14,785	432	14,845	14,270	575

5. 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの売り渡しに対して課する税である。

納税義務者は、たばこの製造者、卸売販売業者等であるが、実際の負担はたばこの消費者に転嫁されている。

令和3年度のたばこ税の収入額は36億7,350万円で区税収入額の5.3%を占め、特別区民税に次ぐ財源となっている。

収入額を前年度収入額と比べると、1億7,318万円（4.9%）の増となった。

また、納税義務者は9社であった。

特別区たばこ税の推移

項目	29		30		元		2		3	
	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %
売り渡し本数 (現年度分)	651,183,334	92.7	624,554,378	95.9	598,364,943	95.8	595,902,759	99.6	582,476,283	97.7
調定額	千円 3,382,146	% 93.2	千円 3,373,797	% 99.8	千円 3,391,004	% 100.5	千円 3,500,319	% 103.2	千円 3,673,500	% 104.9
税率等	(旧三級品以外) 1,000本につき 5,262円 29年 4月 1日から (旧三級品) 1,000本につき 3,355円		(旧三級品以外) 1,000本につき 5,262円 30年 10月 1日から 1,000本につき 5,692円 30年 4月 1日から (旧三級品) 1,000本につき 4,000円		(旧三級品以外) 1,000本につき 5,692円 (旧三級品) 1,000本につき 4,000円 元年 10月 1日から 1,000本につき 5,692円		1,000本につき 5,692円 2年 10月 1日から 1,000本につき 6,112円		1,000本につき 6,112円 3年 10月 1日から 1,000本につき 6,552円	

- 平成29年度の調定額には、旧三級品“たばこ手持品課税分”348千円が含まれている。
- 平成30年度の調定額には、旧三級品以外“たばこ手持品課税分”14,364千円が含まれている。
- 令和元年度の調定額には、旧三級品“たばこ手持品課税分”436千円が含まれている。
- 令和2年度の調定額には、“たばこ手持品課税分”12,717千円が含まれている。
- 令和3年度の調定額には、“たばこ手持品課税分”14,350千円が含まれている。
- 旧三級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」「うるま」「バイオレット」「ゴールデンバット（ボックスを除く）」をいう。
- 令和元年10月1日の税制改正により、旧三級品と旧三級品以外の税率が同じになり、区分がなくなった。

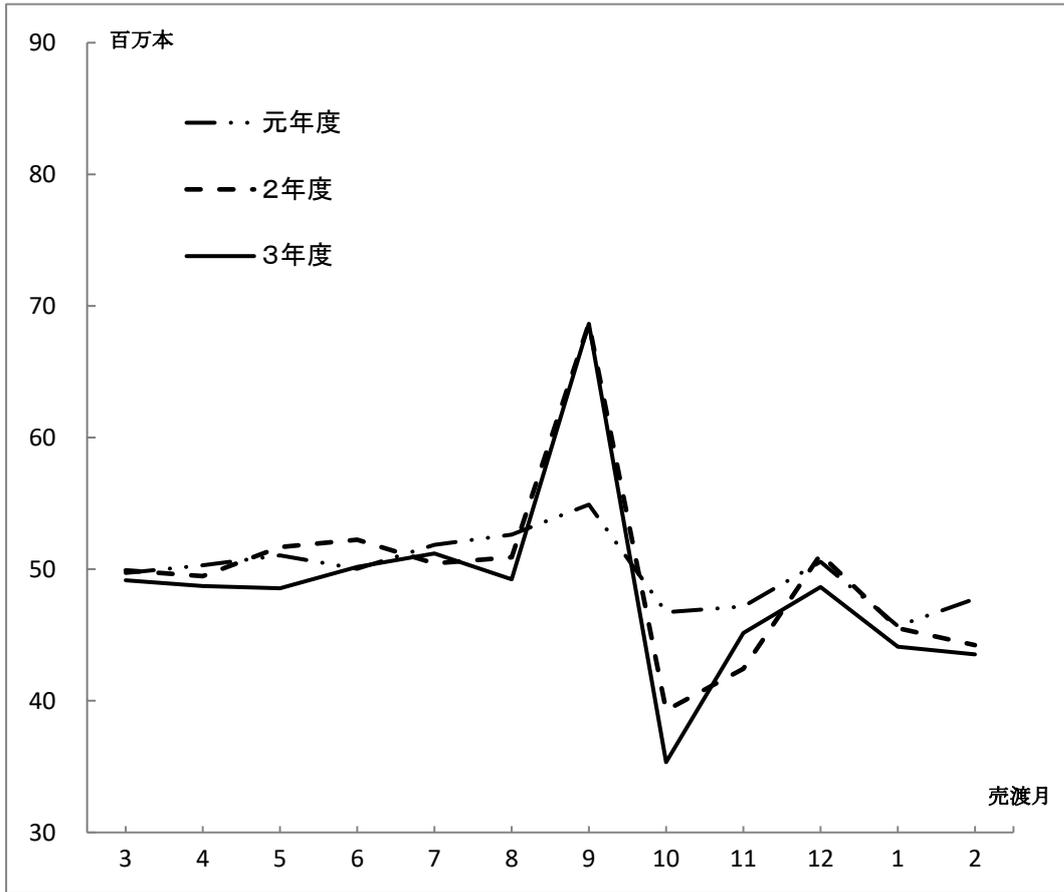
たばこ売り渡し本数

(単位：本、%)

月	29		30		元		2		3	
	本	構成比	本	構成比	本	構成比	本	構成比	本	構成比
3	56,358,661	8.7	55,054,522	8.8	49,704,707	8.3	49,918,987	8.4	49,157,341	8.4
4	55,100,760	8.5	49,440,422	7.9	50,295,898	8.4	49,472,429	8.3	48,726,028	8.4
5	57,784,671	8.9	55,680,133	8.9	51,057,228	8.5	51,679,744	8.7	48,548,260	8.3
6	57,092,950	8.8	53,659,306	8.6	50,035,044	8.4	52,228,307	8.8	50,185,624	8.6
7	55,234,307	8.5	53,725,989	8.6	51,842,325	8.7	50,435,812	8.5	51,186,337	8.8
8	57,972,222	8.9	53,284,625	8.5	52,629,538	8.8	50,895,976	8.5	49,241,525	8.5
9	54,866,746	8.4	71,970,120	11.5	54,906,632	9.2	68,666,507	11.5	68,647,027	11.8
10	54,402,642	8.4	38,819,423	6.2	46,740,367	7.8	39,273,054	6.6	35,338,657	6.1
11	51,608,105	7.9	46,677,167	7.5	47,162,848	7.9	42,447,280	7.1	45,149,839	7.8
12	55,905,888	8.6	51,654,671	8.3	50,552,438	8.4	51,126,999	8.6	48,648,639	8.4
1	48,189,912	7.4	48,543,046	7.8	45,679,015	7.6	45,519,227	7.6	44,121,064	7.6
2	46,666,470	7.2	46,044,954	7.4	47,758,903	8.0	44,238,437	7.4	43,525,942	7.5
合計	651,183,334	100	624,554,378	100	598,364,943	100	595,902,759	100	582,476,283	100

※構成比は四捨五入のため、各欄の合計と合計欄が一致しない場合があります。

(図10) たばこ売り渡し本数の月別推移



6. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税となっている。平成11年度までは都税として課税されていたが、制度改正により、平成12年度から特別区税に変わった。

練馬区では、平成15年6月に入湯税の対象となる温泉施設ができた。令和3年度の入湯税の収入額は、2,468万円であった。

(令和3年度、23区で入湯税の課税実績のある区：練馬、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、江戸川)

- | | |
|-------------|---|
| (1) 納税義務者 | 鉱泉浴場の入湯客 |
| (2) 税 額 | 入湯客1人1日について、150円 |
| (3) 課税免除 | ① 年齢12歳未満の者
② 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
③ 専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金(1,200円)以下で入湯する者 |
| (4) 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場の経営者 |
| (5) 納 期 等 | 鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収(特別徴収)し、毎月末日までに前月分を区に申告して納入金を納付しなければならない。 |

IV 都民税徴収取扱費

区 分 年 度		請求金額合計		内					
				1. 納税義務者数に		2. 都民税払込金額		3. 納税通知書数に	
		千円	前年比	よるもの	前年比	千円	前年比	よるもの	前年比
30	(算定基礎)	1,253,444	100.0	1,164,438 (388,146 人)	101.6 —	1,271 (18,154)	99.8 —	— (— 通)	— —
元	(算定基礎)	1,287,165	102.7	1,186,368 (395,456 人)	101.9 —	748 (10,687)	58.9 —	— (— 通)	— —
2	(算定基礎)	1,358,741	105.6	1,210,161 (403,387 人)	102.0 —	392 (5,598)	52.4 —	— (— 通)	— —
3	(算定基礎)	1,316,369	96.9	1,221,126 (407,042 人)	100.9 —	528 (7,538)	134.7 —	— (— 通)	— —
4	(算定基礎)	1,352,707	102.8	1,227,939 (409,313 人)	100.6 —	84 (1,193)	15.9 —	— (— 通)	— —

※ 上段は請求金額合計欄の内訳、下段の（）内は算定基礎数値である。

訳

4. 過誤納還付金額に よるもの		5. 還付加算金額に よるもの		6. 報奨金その他		7. 地方税法第47条第1項 第5号によるもの		8. 生命保険の二重課税に 係る給付金	
千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比
64,492	87.7	270	90.6	—	—	22,973	70.7	—	—
(165,364)	—	(693)	—	—	—	22,973	—	—	—
55,675	86.3	210	77.8	—	—	44,164	192.2	—	—
(142,758)	—	(538)	—	—	—	44,164	—	—	—
62,168	111.7	185	88.1	—	—	85,835	194.4	—	—
(159,405)	—	(475)	—	—	—	85,835	—	—	—
67,714	108.9	97	52.4	—	—	26,904	31.3	—	—
(173,627)	—	(249)	—	—	—	26,904	—	—	—
80,988	119.6	178	183.5	—	—	43,518	161.8	—	—
(207,662)	—	(457)	—	—	—	43,518	—	—	—

内訳2「都民税払込金額によるもの」は、都民税払込金額に7/100を乗じた金額。

内訳3「納税通知書数によるもの」は、納税通知書1通につき60円。

V 税 の 証 明

令和3年度の証明書の有料交付件数は、105,905件で、前年比2%増となった。

有料交付した証明書は、主につぎのような事項に関して使用されている。

○住民税の課税（非課税）証明、納税証明

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1) 扶養家族認定（健康保険証等） | 2) 医療費の助成・減免 |
| 3) 児童扶養手当・乳幼児医療等 | 4) 学費助成・減免、奨学金申請 |
| 5) 出入国在留管理庁・帰化申請等 | 6) 年金 |
| 7) 都・県・区営住宅 | 8) 銀行ローン・公的資金借入 |
| 9) 幼稚園・保育園 | 10) シルバーパス |

○軽自動車税の納税証明

- 1) 車検（継続検査）以外の用途

証明書の有料交付件数

年 度	件 数	前 年 比
	件	%
29	150,920	98.3
30	129,500	85.8
元	120,568	93.1
2	103,875	86.2
3	105,905	102.0

VI 納税貯蓄組合

納税資金の準備(貯蓄)と円滑な納税に資する目的で、昭和26年4月1日に施行された「納税貯蓄組合法」に基づき設立する任意の団体。

納税貯蓄組合数

年 度	組 合 数	組 合 員 数	連 合 会 補 助 金	連 合 会 数
		人	千円	
29	110	4,558	500	2
30	109	4,544	500	2
元	79	4,270	550	2
2	78	4,126	550	2
3	78	4,118	550	2

参 考 資 料

1. 特別区税収入額の比較(令和3年度)

区 分	特 別 区 税		特 別 区 民 税			軽 自
	金 額	構成比	金 額	構成比	特別区税 との比率	金 額
	千円	%	千円	%	%	千円
千 代 田	20,725,904	1.8	18,068,103	1.7	87.2	34,640
中 央	33,512,659	2.9	31,181,104	2.9	93.0	59,279
港	86,664,196	7.5	81,655,622	7.6	94.2	81,539
新 宿	50,506,471	4.4	45,242,935	4.2	89.6	114,296
文 京	36,512,105	3.2	35,434,164	3.3	97.0	61,486
台 東	23,895,046	2.1	21,005,609	2.0	87.9	80,205
墨 田	26,849,290	2.3	24,593,461	2.3	91.6	121,161
江 東	56,216,979	4.9	52,165,682	4.9	92.8	208,030
品 川	53,898,090	4.7	50,461,363	4.7	93.6	141,328
目 黒	47,593,157	4.1	45,835,903	4.3	96.3	88,993
大 田	78,354,599	6.8	73,121,718	6.8	93.3	354,386
世 田 谷	128,773,322	11.2	124,048,902	11.6	96.3	353,709
渋 谷	57,915,258	5.0	55,051,138	5.1	95.1	79,227
中 野	36,083,700	3.1	33,977,756	3.2	94.2	120,739
杉 並	67,412,097	5.9	64,216,302	6.0	95.3	204,904
豊 島 (※)	34,531,351	3.0	31,074,072	2.9	90.0	94,414
北	31,140,267	2.7	28,835,120	2.7	92.6	142,116
荒 川	18,562,761	1.6	16,861,703	1.6	90.8	85,035
板 橋	48,172,094	4.2	44,203,409	4.1	91.8	289,706
練 馬	69,804,162	6.1	65,699,702	6.1	94.1	406,277
足 立	51,669,587	4.5	45,771,504	4.3	88.6	539,033
葛 飾	35,201,117	3.1	31,761,378	3.0	90.2	290,715
江 戸 川	56,493,352	4.9	51,013,368	4.8	90.3	431,821
計	1,150,487,564	100.0	1,071,280,018	100.0	93.1	4,383,039

※ 豊島区の特別区税額には、狭小住戸集合住宅税（法定外普通税）486,000千円を含む。

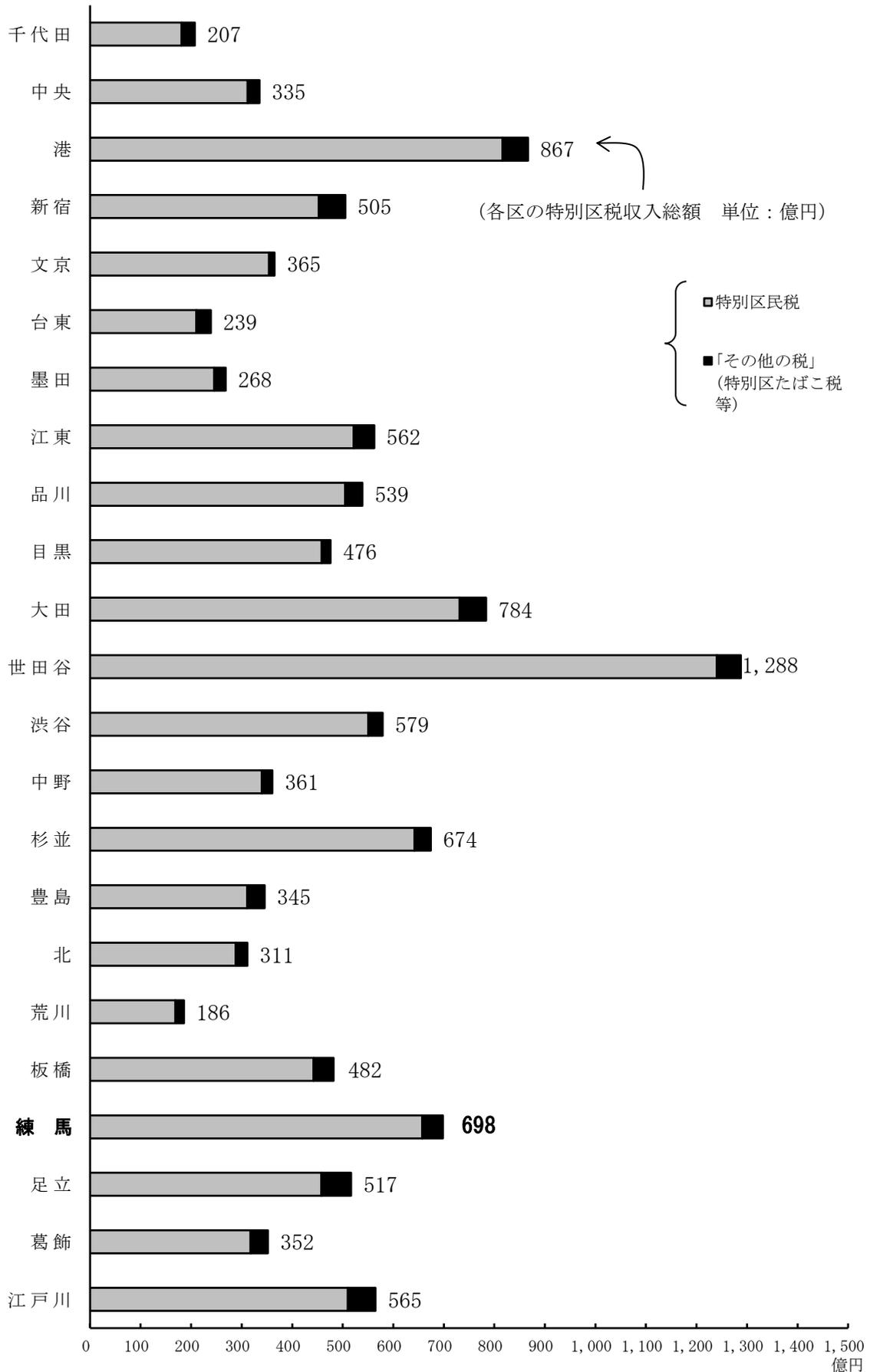
動 車 税		特別区たばこ税			入 湯 税		
構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率
%	%	千円	%	%	千円	%	%
0.8	0.2	2,620,376	3.5	12.6	2,785	1.4	0.0
1.4	0.2	2,266,662	3.1	6.8	5,614	2.8	0.0
1.9	0.1	4,924,420	6.6	5.7	2,615	1.3	0.0
2.6	0.2	5,117,506	6.9	10.1	31,734	15.8	0.1
1.4	0.2	998,926	1.3	2.7	17,529	8.7	0.0
1.8	0.3	2,802,488	3.8	11.7	6,744	3.4	0.0
2.8	0.5	2,125,595	2.9	7.9	9,073	4.5	0.0
4.7	0.4	3,816,154	5.1	6.8	27,113	13.5	0.0
3.2	0.3	3,295,399	4.4	6.1	—	—	—
2.0	0.2	1,668,261	2.3	3.5	—	—	—
8.1	0.5	4,868,273	6.6	6.2	10,222	5.1	0.0
8.1	0.3	4,364,109	5.9	3.4	6,602	3.3	0.0
1.8	0.1	2,784,893	3.8	4.8	—	—	—
2.8	0.3	1,985,205	2.7	5.5	—	—	—
4.7	0.3	2,973,220	4.0	4.4	17,671	8.8	0.0
2.2	0.3	2,867,447	3.9	8.3	9,418	4.7	0.0
3.2	0.5	2,163,031	2.9	6.9	—	—	—
1.9	0.5	1,616,023	2.2	8.7	—	—	—
6.6	0.6	3,678,458	5.0	7.6	521	0.3	0.0
9.3	0.6	3,673,500	5.0	5.3	24,683	12.3	0.0
12.3	1.0	5,359,050	7.2	10.4	—	—	—
6.6	0.8	3,144,810	4.2	8.9	4,214	2.1	0.0
9.9	0.8	5,023,556	6.8	8.9	24,607	12.2	0.0
100.0	0.4	74,137,362	100.0	6.4	201,145	100.0	0.0

2. 特別区税負担額の比較（令和3年度）(税込額ベース)

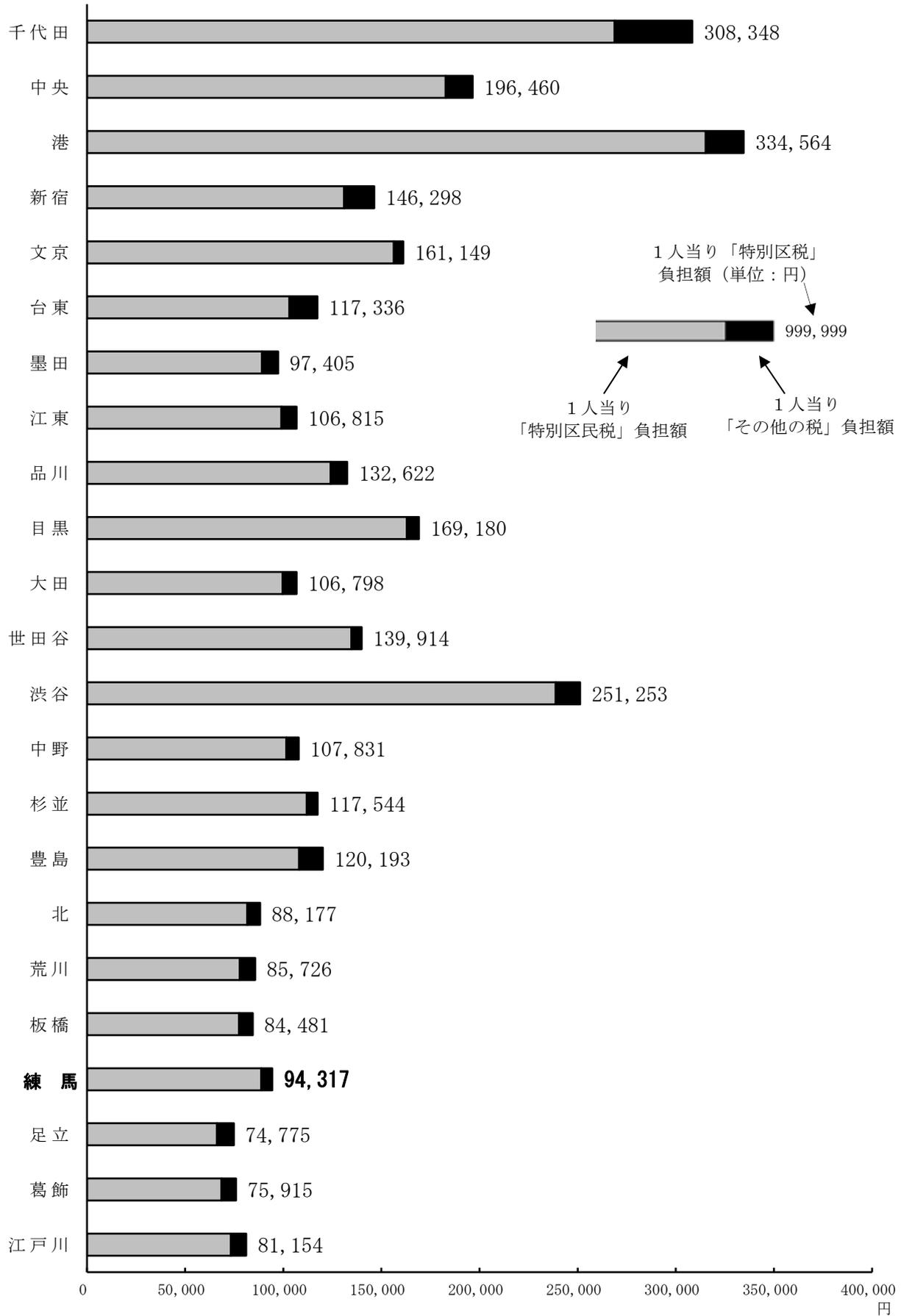
区 分	人 口 (3.1.1)		世 帯 (3.1.1)		特 別 区 税		特 別
	人	構 成 比 %	世帯	構 成 比 %	人口1人当り 円	1世帯当り 円	人口1人当り 円
千 代 田	67,216	0.7	37,787	0.7	308,348	548,493	268,807
中 央	170,583	1.8	95,812	1.8	196,460	349,775	182,791
港	259,036	2.7	146,527	2.8	334,564	591,455	315,229
新 宿	345,231	3.6	219,464	4.2	146,298	230,136	131,051
文 京	226,574	2.4	123,472	2.3	161,149	295,712	156,391
台 東	203,647	2.1	123,068	2.3	117,336	194,161	103,147
墨 田	275,647	2.9	155,354	3.0	97,405	172,827	89,221
江 東	526,301	5.5	274,831	5.2	106,815	204,551	99,118
品 川	406,404	4.2	228,061	4.3	132,622	236,332	124,166
目 黒	281,317	2.9	158,367	3.0	169,180	300,524	162,933
大 田	733,672	7.7	398,687	7.6	106,798	196,532	99,665
世 田 谷	920,372	9.6	490,342	9.3	139,914	262,619	134,781
渋 谷	230,506	2.4	140,170	2.7	251,253	413,179	238,827
中 野	334,632	3.5	207,425	3.9	107,831	173,960	101,538
杉 並	573,504	6.0	325,403	6.2	117,544	207,165	111,972
豊 島	287,300	3.0	178,637	3.4	120,193	193,305	108,159
北	353,158	3.7	199,016	3.8	88,177	156,471	81,649
荒 川	216,535	2.3	117,153	2.2	85,726	158,449	77,871
板 橋	570,213	6.0	315,872	6.0	84,481	152,505	77,521
練 馬	740,099	7.7	380,495	7.2	94,317	183,456	88,772
足 立	691,002	7.2	357,044	6.8	74,775	144,715	66,239
葛 飾	463,691	4.8	238,563	4.5	75,915	147,555	68,497
江 戸 川	696,123	7.3	346,934	6.6	81,154	162,836	73,282
計	9,572,763	100.0	5,258,484	100.0	120,183	218,787	111,909

区 民 税	軽 自 動 車 税		特別区たばこ税		入 湯 税	
	1 世帯当り	人口 1 人当り	1 世帯当り	人口 1 人当り	1 世帯当り	人口 1 人当り
円	円	円	円	円	円	円
478,157	515	917	38,984	69,346	41	74
325,440	348	619	13,288	23,657	33	59
557,274	315	556	19,011	33,608	10	18
206,152	331	521	14,823	23,318	92	145
286,981	271	498	4,409	8,090	77	142
170,683	394	652	13,761	22,772	33	55
158,306	440	780	7,711	13,682	33	58
189,810	395	757	7,251	13,885	52	99
221,263	348	620	8,109	14,450	—	—
289,428	316	562	5,930	10,534	—	—
183,406	483	889	6,635	12,211	14	26
252,984	384	721	4,742	8,900	7	13
392,746	344	565	12,082	19,868	—	—
163,807	361	582	5,933	9,571	—	—
197,344	357	630	5,184	9,137	31	54
173,951	329	529	9,981	16,052	33	53
144,888	402	714	6,125	10,869	—	—
143,929	393	726	7,463	13,794	—	—
139,941	508	917	6,451	11,645	1	2
172,669	549	1,068	4,964	9,655	33	65
128,196	780	1,510	7,755	15,009	—	—
133,136	627	1,219	6,782	13,182	9	18
147,041	620	1,245	7,216	14,480	35	71
203,724	458	834	7,745	14,099	21	38

(図11) 23区の特別区税収入額の内訳 (令和3年度)



(図12) 23区1人当り特別区税負担額（令和3年度）（税収額ベース）



3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額

区分 税目		平成 29 年 度							
		調 定 額				収 入 額			
		特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	17,037,455	11,250,392	28,287,847	95.6	16,232,135	10,719,046	26,951,181	96.6
	特別徴収	44,404,364	29,374,892	73,779,256	104.0	44,405,627	29,374,554	73,780,181	104.1
	(給与)	(42,299,119)	(27,995,574)	(70,294,693)	(104.1)	(42,299,119)	(27,994,249)	(70,293,368)	(104.2)
	(年金)	(2,105,245)	(1,379,318)	(3,484,563)	(101.4)	(2,106,508)	(1,380,305)	(3,486,813)	(101.3)
	過年度分	302,008	199,767	501,775	124.4	255,876	169,186	425,062	135.3
	計	61,743,827	40,825,051	102,568,878	101.6	60,893,638	40,262,786	101,156,424	102.1
	滞納繰越分	2,566,677	1,697,083	4,263,760	85.7	1,168,764	772,785	1,941,549	94.2
	合 計	64,310,504	42,522,134	106,832,638	100.9	62,062,402	41,035,571	103,097,973	101.9

区分 税目		令 和 元 年 度							
		調 定 額				収 入 額			
		特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,086,434	10,616,122	26,702,556	95.8	15,269,560	10,078,237	25,347,797	95.2
	特別徴収	47,505,437	31,416,976	78,922,414	102.8	47,329,176	31,298,484	78,627,660	102.4
	(給与)	(45,410,360)	(30,052,346)	(75,462,706)	(103.1)	(45,233,260)	(29,933,371)	(75,166,631)	(102.6)
	(年金)	(2,095,078)	(1,364,630)	(3,459,708)	(98.3)	(2,095,916)	(1,365,113)	(3,461,029)	(98.2)
	過年度分	348,990	230,853	579,843	112.0	279,090	184,474	463,564	106.1
	計	63,940,861	42,263,951	106,204,813	101.0	62,877,826	41,561,195	104,439,021	100.5
	滞納繰越分	1,402,273	907,105	2,309,378	70.7	832,063	549,980	1,382,043	77.3
	合 計	65,343,134	43,171,056	108,514,191	100.1	63,709,889	42,111,175	105,821,064	100.2

区分 税目		令 和 3 年 度							
		調 定 額				収 入 額			
		特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,432,534	10,860,484	27,293,018	100.7	15,943,760	10,536,501	26,480,261	101.1
	特別徴収	48,878,241	32,315,467	81,193,708	100.2	48,743,791	32,226,603	80,970,394	100.1
	(給与)	(46,732,782)	(30,921,326)	(77,654,108)	(100.1)	(46,595,990)	(30,830,939)	(77,426,929)	(100.0)
	(年金)	(2,145,459)	(1,394,141)	(3,539,600)	(102.7)	(2,147,801)	(1,395,664)	(3,543,465)	(102.8)
	過年度分	364,931	240,528	605,459	131.9	314,525	207,923	522,448	134.5
	計	65,675,706	43,416,479	109,092,185	100.5	65,002,076	42,971,027	107,973,103	100.5
	滞納繰越分	1,230,936	813,737	2,044,673	86.9	697,626	461,182	1,158,808	101.3
	合 計	66,906,642	44,230,216	111,136,858	100.2	65,699,702	43,432,209	109,131,911	100.5

※金額は、決算数値による。(令和4年度を除く)

(単位：千円、%)

平成 30 年 度									
収入歩合	調 定 額				収 入 額				収入歩合
	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	
95.3	16,779,274	11,083,299	27,862,573	98.5	16,038,660	10,593,054	26,631,714	98.8	95.6
100.0	46,194,076	30,549,955	76,744,031	104.0	46,226,838	30,572,336	76,799,174	104.1	100.1
(100.0)	(44,061,607)	(29,161,398)	(73,223,005)	(104.2)	(44,092,450)	(29,182,592)	(73,275,042)	(104.2)	(100.1)
(100.1)	(2,132,469)	(1,388,557)	(3,521,026)	(101.0)	(2,134,388)	(1,389,744)	(3,524,132)	(101.1)	(100.1)
84.7	311,632	206,250	517,882	103.2	263,028	173,895	436,923	102.8	84.4
98.6	63,284,982	41,839,504	105,124,486	102.5	62,528,526	41,339,285	103,867,811	102.7	98.8
45.5	1,965,926	1,299,727	3,265,653	76.6	1,076,098	711,439	1,787,537	92.1	54.7
96.5	65,250,908	43,139,231	108,390,139	101.5	63,604,624	42,050,724	105,655,348	102.5	97.5

令 和 2 年 度									
収入歩合	調 定 額				収 入 額				収入歩合
	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	特別区民税	都 民 税	合 計	前年比	
94.9	16,326,580	10,785,052	27,111,632	101.5	15,768,467	10,418,916	26,187,383	103.3	96.6
99.6	48,751,665	32,240,382	80,992,047	102.6	48,678,256	32,188,895	80,867,151	102.8	99.9
(99.6)	(46,663,847)	(30,882,005)	(77,545,852)	(102.8)	(46,589,185)	(30,829,623)	(77,418,808)	(103.0)	(99.8)
(100.0)	(2,087,818)	(1,358,377)	(3,446,195)	(99.6)	(2,089,071)	(1,359,272)	(3,448,343)	(99.6)	(100.1)
80.0	276,373	182,665	459,038	79.2	233,756	154,544	388,300	83.8	84.6
98.3	65,354,618	43,208,099	108,562,717	102.2	64,680,479	42,762,355	107,442,834	102.9	99.0
59.8	1,415,749	935,997	2,351,746	101.8	688,771	455,369	1,144,140	82.8	48.7
97.5	66,770,367	44,144,096	110,914,463	102.2	65,369,250	43,217,724	108,586,974	102.6	97.9

令 和 4 年 度 (6月末)				
収入歩合	調 定 額			
	特別区民税	都 民 税	合 計	対前年 決算比
97.0	16,304,917	10,785,027	27,089,944	99.3
99.7	49,608,612	32,790,710	82,399,322	101.5
(99.7)	(47,412,036)	(31,363,718)	(78,775,754)	(101.4)
(100.1)	(2,196,576)	(1,426,992)	(3,623,568)	(102.4)
86.3	161,099	106,461	267,560	44.2
99.0	66,074,628	43,682,198	109,756,826	100.6
56.7	997,207	637,558	1,634,765	80.0
98.2	67,071,835	44,319,756	111,391,591	100.2

4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）

年 度	区 分 ※ 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	所得割額 (千円)
2	給与所得者	6,321	21,147	320,283	1,118,260	51,604,845
	営業等所得者	1,701	5,912	17,105	59,821	3,003,692
	農業所得者	4	14	11	39	3,015
	その他の所得者	6,088	21,064	47,582	166,471	8,307,379
	家屋敷等のみ	275	962	—	—	—
	合計	14,389	49,099	384,981	1,344,591	62,918,931
	前年比(%)	99.8	99.8	102.1	102.1	102.3
3	給与所得者	6,642	22,376	320,807	1,120,462	51,012,511
	営業等所得者	1,790	6,238	18,277	63,936	3,265,943
	農業所得者	2	6	21	73	2,532
	その他の所得者	6,018	20,864	47,686	166,860	8,409,810
	家屋敷等のみ	328	1,148	—	—	—
	合計	14,780	50,632	386,791	1,351,331	62,690,796
	前年比(%)	102.7	103.1	100.5	100.5	99.6
4	給与所得者	6,565	22,043	324,134	1,131,914	52,082,741
	営業等所得者	1,851	6,451	17,749	62,085	3,727,390
	農業所得者	1	4	22	77	3,316
	その他の所得者	6,147	21,297	47,986	167,894	8,901,400
	家屋敷等のみ	380	1,330	—	—	—
	合計	14,944	51,125	389,891	1,361,970	64,714,847
	前年比(%)	101.1	101.0	100.8	100.8	103.2

※ 所得者区分…納税義務者が、給与所得・営業所得・農業所得等の2以上の所得を有する場合は、所得が一番多い所得者区分に計上している。

各年7月1日現在

合 計					
均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数	
納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	(人)	構成比 (%)
326,604	1,139,407	320,283	51,604,845	326,604	81.8
18,806	65,733	17,105	3,003,692	18,806	4.7
15	53	11	3,015	15	0.0
53,670	187,535	47,582	8,307,379	53,670	13.4
275	962	—	—	275	0.1
399,370	1,393,690	384,981	62,918,931	399,370	100.0
102.1	102.1	102.1	102.3	102.1	—
327,449	1,142,838	320,807	51,012,511	327,449	81.5
20,067	70,174	18,277	3,265,943	20,067	5.0
23	79	21	2,532	23	0.0
53,704	187,724	47,686	8,409,810	53,704	13.4
328	1,148	—	—	328	0.1
401,571	1,401,963	386,791	62,690,796	401,571	100.0
100.6	100.6	100.5	99.6	100.6	—
330,699	1,153,957	324,134	52,082,741	330,699	81.7
19,600	68,536	17,749	3,727,390	19,600	4.8
23	81	22	3,316	23	0.0
54,133	189,191	47,986	8,901,400	54,133	13.4
380	1,330	—	—	380	0.1
404,835	1,413,095	389,891	64,714,847	404,835	100.0
100.8	100.8	100.8	103.2	100.8	—

5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）

課税標準 額の段階	区分 納税 義務者数 (人)	総所得金額等						
		総所得等(※)	分離分					先物取引
			長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	
10万円以下の金額	10,902	7,534,891	17,247,802	99,528	1,288,538	649,518	40,232	128,327
10万円を超え 100万円以下	93,371	136,762,656	6,125,608	72,834	825,692	342,664	67,176	80,820
100万円を超え 200万円以下	108,837	275,343,374	5,445,253	39,325	765,593	506,606	93,743	68,125
200万円を超え 300万円以下	67,162	253,687,438	4,284,989	56,845	532,877	581,303	109,575	73,087
300万円を超え 400万円以下	36,893	186,341,556	4,114,352	63,415	562,584	1,092,868	87,556	45,780
400万円を超え 550万円以下	30,603	200,588,940	5,203,416	69,115	1,020,465	735,155	98,047	112,672
550万円を超え 700万円以下	14,364	118,680,136	2,084,973	33,893	574,160	748,978	82,052	59,822
700万円を超え 1,000万円以下	14,132	147,508,801	6,150,451	17,204	1,963,298	963,935	97,865	87,989
1,000万円を 超える金額	13,627	292,946,587	16,147,755	702,191	8,787,650	11,809,023	2,195,789	134,409
合計	389,891	1,619,394,379	66,804,599	1,154,350	16,320,857	17,430,050	2,872,035	791,031

(※) 総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

税制改正により、平成29年度から従来の株式譲渡所得が以下の2つに改組された。

(※) 一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※) 上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和4年7月1日現在
単位：千円

所得控除	課税標準額						
	総所得等(※)	分離分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
7,406,354	512,819	16,982,052	80,767	1,269,355	586,070	39,002	107,225
82,422,838	54,340,220	6,125,476	72,828	825,672	342,518	67,111	80,787
115,714,529	159,629,286	5,445,125	39,315	765,578	506,433	93,664	68,089
88,921,339	164,766,540	4,284,891	55,341	532,858	581,120	109,484	73,048
59,012,032	127,329,934	4,114,265	63,407	562,565	1,092,694	87,475	45,739
58,041,401	142,547,970	5,203,335	69,105	1,020,445	734,978	97,956	112,620
30,166,022	88,514,394	2,084,917	33,887	574,148	748,865	81,988	59,793
30,408,990	117,100,181	6,150,390	17,201	1,963,270	963,798	97,757	87,956
31,097,477	261,849,764	16,147,666	702,180	8,787,600	11,808,776	2,195,564	134,377
503,190,982	1,116,591,108	66,538,117	1,134,031	16,301,491	17,365,252	2,870,001	769,634

課税標準 額の段階	算 出 税 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	30,349	500,175	4,517	38,081	17,582	1,170	3,217
10万円を超え 100万円以下	3,256,653	181,134	3,933	24,770	10,276	2,013	2,424
100万円を超え 200万円以下	9,573,219	161,668	2,123	22,967	15,193	2,810	2,043
200万円を超え 300万円以下	9,883,119	125,099	3,033	15,986	17,434	3,285	2,191
300万円を超え 400万円以下	7,638,195	122,579	3,424	16,877	32,781	2,624	1,372
400万円を超え 550万円以下	8,551,537	155,063	3,732	30,613	22,049	2,939	3,379
550万円を超え 700万円以下	5,310,239	62,404	1,830	17,224	22,466	2,460	1,794
700万円を超え 1,000万円以下	7,025,401	183,554	929	58,898	28,914	2,933	2,639
1,000万円を 超える金額	15,710,412	482,536	37,917	263,628	354,263	65,867	4,031
合 計	66,979,124	1,974,212	61,438	489,044	520,958	86,101	23,090

(※)総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

税制改正により、平成29年度から従来の株式譲渡所得が以下の2つに改組された。

(※)一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和4年7月1日現在
単位：千円

税額控除額	税額調整額	配当割額の 控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	減免税額	所得割額
23,231	24	913	981	18	569,924
272,146	1,238	5,054	4,894	1,364	3,196,507
624,051	317	9,141	9,941	1,272	9,135,301
762,810	—	9,719	8,531	122	9,268,965
589,519	—	8,347	11,743	—	7,208,243
588,120	—	9,963	8,965	—	8,162,264
390,771	—	6,325	7,899	—	5,013,422
550,736	—	9,269	12,680	—	6,730,583
1,381,079	—	63,289	47,424	—	15,426,862
5,182,463	1,579	122,020	113,058	2,776	64,712,071

6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分	令 和 元 年 度						令 和		
	均等割のみ		均 + 所		計		均等割のみ		均 +
	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除
生活保護法の規定による保護を受ける者	3	—	93	—	96	—	—	—	101
当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他特別の理由による者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3	—	93	—	96	—	—	—	101

※ 本表は、練馬区特別区税条例第36条による減免該当者に関する調である。

7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分 年 度	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者	障 害 者	未 成 年 者	寡 婦 (夫)
	令和元年度	人 前年比 6,879 % 99.8	人 前年比 4,988 % 108.2	人 前年比 10,542 % 103.5
令和2年度	人 前年比 6,747 % 98.1	人 前年比 5,238 % 105.0	人 前年比 11,055 % 104.9	人 前年比 5,359 % 99.8
令和3年度	人 前年比 6,814 % 101.0	人 前年比 5,388 % 102.9	人 前年比 9,445 % 85.4	人 前年比 3,734 % 69.7

※ 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項、練馬区特別区税条例第10条第2項の規定により、前年の合計所得金額が条例に定める金額以下であるため、所得割に加え均等割も課税されない者をいう。

(単位：人)

2 年 度			令 和 3 年 度					
所	計		均等割のみ		均 + 所		計	
軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減
—	101	—	1	—	113	—	114	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	101	—	1	—	113	—	114	—

* 条例に定める一定金額以下の者		合 計	
人		人	
前年比	153,532	前年比	181,309
%		%	
99.8		100.2	
人		人	
前年比	152,626	前年比	181,025
%		%	
99.4		99.8	
人		人	
前年比	153,060	前年比	178,441
%		%	
100.3		98.6	

8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和3年度賦課ベース）

（単位：人、円）

年齢区分	納税義務者数	一人当たり 平均課税額	課税額合計 (年額)
20～24歳	22,332	67,734	1,512,630,200
25～29歳	42,607	98,623	4,202,033,000
30～34歳	39,675	123,821	4,912,609,500
35～39歳	39,534	149,113	5,895,036,000
40～44歳	39,919	172,994	6,905,764,300
45～49歳	44,647	187,887	8,388,611,700
50～54歳	41,713	209,252	8,728,516,400
55～59歳	35,595	233,558	8,313,504,500
60～64歳	25,205	199,037	5,016,734,600
65～69歳	20,290	162,083	3,288,662,000
70～74歳	19,230	146,578	2,818,695,000
75～79歳	12,220	148,499	1,814,663,300
80～84歳	8,943	116,811	1,044,642,800
85歳以上	9,976	133,698	1,333,771,100
合計	401,886	159,687	64,175,874,400

※令和4年5月時点の賦課年度ベースにおける数値であり、決算額とは一致しない。
 ※現年分離課税である退職分離課税分は含まない。

税務概要

令和4年（2022年）9月発行

編集・発行 練馬区 区民部

税務課・収納課

TEL (3993) 1111(代)